

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 2 ) ( 17. 3 定 )			
日 時	平成 17 年 10 月 6 日 ( 木 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、小林副委員長、小前、井川、大畠、前田、成田、山口、古沢、松本、斉藤（陽）、佐藤 各委員		
説明員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、総務部参事、小樽病院事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。昨日の選挙におきまして、当委員会の委員長に選出されました北野義紀です。微力ではございますけれども、大事な予算審議でございますので、全力を尽くしてまいりますので、委員各位、また市長をはじめ理事者の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、副委員長には平成会の小林栄治委員が選出されておりますことを御紹介申し上げます。

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、小前委員、斉藤陽一良委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことを御報告いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

-----  
古沢委員

特別景観形成地区の拡大について

最初に、代表質問でもお伺いしました景観問題です。分譲マンションフィネスというのですかね、誕生だというふうに、さん然と光り輝く、こういうのが出回っていますね。こういうのが建つのだそうです。現在、この横には建築中の 13 階建てのマンションが姿を現しています。

そこで、平成 6 年度以降、景観形成地区を指定していく上で、なぜ今このマンションが建とうとしている地域は、その後地区指定を何度も検討して行ってきたのですが、虫食い状態の形で残されたのか。いま一つ御答弁ではわかりませんので、改めてお伺いしたいと思います。

（建設）まちづくり推進課長

特別景観形成地区の拡大についてでございますが、お話がありましたように平成 6 年度に都市計画審議会から、将来あるべき特別景観形成地区の姿として、大きなエリアで将来こうしようということで区域が示されております。その後、順次地区ごとに拡大をしてきたわけでございますが、この拡大につきましては、都市計画の地区計画とか、あるいは駅前の土地区画整理事業とかという、そういった事業に合わせてより条例の実効性を担保するために、こういった事業とあわせて拡大作業を行ってきたという経緯がございます。平成 11 年度の小樽駅前の土地区画整理事業以降、そういった事業が行われてこなかったということもありまして、この拡大についての見直し作業というものを行ってこなかったということがありますので、これまで見直しをしてきた最終的な結果として今の状態が残っているということになっております。

古沢委員

結局、代表質問でお答えいただいた範囲を出ないのですけれども、なるほどと、この地域が残った理由はそうかというふうにはならないですね。これは大きな疑問として残りますけれども、地区指定の拡大、年度末に向けて進められています。

それで、2 点だけ聞いておきます。

一つは、拡大を検討している地域、平成 6 年度で言えば、当初旧手宮線から運河にかけてを候補エリアにしたわけですが、当然そこは対象になっていると思うのですが、それがどうかということと、もう一つは参考までに、今年の春に交通政策審議会が港湾環境政策の基本的な方向についてということとで答申を出しています。その中

で、港景観の形成について触れている項の中で、簡単に言えば、陸側だけでなく海からの景観にも配慮した、そういう港づくりを進めようと言っているのです。つまり、何を言いたいかといいますと、特別景観形成地区をその地区内だけで考えるのではなくて、当然そういうエリアを含めてまち並み景観、山並みも含めたそういう景観をどうやって守っていくかというふうに考えれば、港側、運河側からこの特別景観形成地区側からまちを見た景観をどうやって保存、守っていくことができるのか。

それで、二つ目は例えばゾーン別に高さ規制をするというような、例えば運河側から山側に向かって 200 メートルまでの高さ規制、この先 500 メートルまでの高さ規制というようなことを含めて、今回の見直し作業に入っているかどうか、そのこともついでですから聞いておきます。

(建設)まちづくり推進課長

2点ほど御質問がございました。現在進めている拡大作業の中に、平成6年度の答申にあったエリア全体が含まれているかというようなことと思いますが、今進めている中では、この平成6年度の答申にあったエリアを含めたもう一つ大きな範囲での拡大ということで検討しているところでございます。

2点目のゾーン別に高さ規制を考えているかということでございますが、これまでの特別景観形成地区の考え方と申しますのは、海側とか、どこか固定をした見る地点、そして固定をした見られる地点という、そういった視点での景観地区の考え方というもの、大きく言えばあるのかもしれませんが、今、指定で高さとかということを考えている部分につきましては、見る側、見られる側の固定した点ということでは考えておりません。小樽市としては、歴史的建造物とか、まち並みという部分を動く視点というか、そういう視点の中でどうあるべきかということを中心に考えていておりますので、他都市の中では見られる点、見る点というものを固定して順次高さを規制していくという例はございますが、今回の検討の中ではそういった考えで規制内容とか、基準づくりをしているということにはなっておりませんので、これまでどおり地区ごとの基準をどうするかという考えで進めているところでございます。

古沢委員

小樽のまちづくり、まち並み、トータルでどうするかというふうに考えた場合には、どうしてもそういった手法といいますか、検討の範囲に入らなければいけないと思うのです。これはこの先の課題だと思えますから、ぜひ考えの中に入れておいていただきたいというふうに思います。

小樽市築港地区土地利用推進プロジェクト委員会について

二つ目ですが、築港地区に関連して伺っていきます。

最初に、小樽市築港地区土地利用推進プロジェクト委員会というのが設置されました。この目的は何でしょうか。

(総務)企画政策室木村主幹

小樽市築港地区土地利用推進プロジェクト委員会でありますが、本年9月22日に、この小樽市築港地区の未利用地の有効な活用を協議・検討するというところで、土地利用計画案を策定するというを目的に設置をされたものでございます。

古沢委員

未利用地区ですから、あの地区で言えば、築港海岸通から山側、土地区画整理事業で言えば、街区4と5と7、ほぼこのエリアの土地利用計画のことを指すと思うのですが、そうであれば、この地域の主な地権者はどういうふうになっているか、お知らせください。

(総務)企画政策室木村主幹

現在、街区で言いますと、4と5になると存じますが、その中で主な地権者でございますけれども、北海道旅客鉄道株式会社、小樽市土地開発公社、また北海道ガスになってございます。

古沢委員

検討対象が街区の 4 と 5 ですか。

(総務) 企画政策室木村主幹

はい、4 と 5 になると思います。

古沢委員

J R が 4 と 5 の中では約 3 万平方メートルですから、最も大きな地主です。その後、土地開発公社、小樽市が 3,800 平方メートル、北ガスが約 3,000 平方メートル、街区 4 の 1 です、そういう状況になっているわけです。ここで土地利用推進の検討をするということは、つまりここに市立病院を持っていきたいという、そのためのプロジェクトチームという性格を持っているのでしょうか。

(総務) 企画政策室木村主幹

現在こちらの未利用地でやっておりますので、この部分全体、今、街区で言いますと 4 と 5 になりますが、その部分でどういう形で有効に活用するのがいいのかということで、ここの中の全体を通じて今どういう形で利用していくのがいいかを検討している段階でございます。

古沢委員

参考までに一つだけ聞いておきます。

病院はここに持っていくということで、一応考えているのです。

(総務) 企画政策室木村主幹

はい、病院もこの中で設置できないかということで検討をさせていただきます。

古沢委員

ここは結果的には何でもあるような地域になってしまいましたから、海岸通を挟んで市場もできていますし、パチンコ屋もできているわけです。そして、街区 4、道路を挟んで山側には、またここにも大きなパチンコ屋があります。風営法で言えば、病院が建っているところにパチンコ屋が建設される場合の規制は御承知ですか。

(建設) 建築指導課長

風営法の扱いについてお答えいたします。風営法の所管は北海道公安委員会でございます、小樽警察署の生活安全課の方に確認いたしました。風営法の第 14 条を受けまして、道条例の第 3 条第 1 項、第 2 項には病院等の敷地の周囲 100 メートルの区域内の地域には、風営法に値する建物は許可できないということになったのです。しかしながら、既に建っております、今回も既存のパチンコ店等のそばに、後から病院が建設されることは風営法上は建設が可能であると確認させていただきます。

古沢委員

いや、いいですよ、それはね。風営法というのはどういう趣旨でつくられているか、法律かと考えれば、その逆だって同じことが言えるわけです。パチンコ屋を経営する人が病院のそばに道路挟んで建てたいと言ったら、それはだめですというふうにはじくわけです。ところが、パチンコ屋のそばにすり寄るようにして病院を建てることは、これは何も問題ないというのが今の答弁です。これはその答弁が成立するかどうかというのは、これは明らかだと思ふのです。これは問題提起しておきます。

議案第 42 号について

次ですが、議案第 42 号にかかわってお伺いをしたいと思います。

まず、住民訴訟にかかわる弁護士費用の公費負担ですが、地方自治法旧法第 242 条の 2 第 8 項うんぬんとありますが、これをわかりやすく解きほぐしてください。

(総務) 総務課長

実は、地方自治法の改正が平成 14 年度にございまして、その改正前の条文でございますけれども、従前は住民訴

訟の 4 号訴訟の場合、個人が被告になる場合がございます。その場合で、4 号の規定によって、その訴訟の当該職員が勝訴した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、普通地方公共団体は、議会の議決によりその報酬額の範囲内で相当と認められる額を負担することができるという規定がございまして、これが法改正の附則でお効力を有するというので規定されてございます。

古沢委員

そういうことなのですね。それで、約 180 万円の弁護士費用を議会の議決を経て支出をするというのが議案第 42 号です。そもそもこの訴訟の対象となった築港駅周辺地区の区画整理事業ですけれども、例えば 96 年の広報おたる 3 月号では、わかりやすく言えば、人口も増えると、高齢化社会にも対応できる、雇用だって増える。つまりこれらの諸課題の解決につながると言っていた事業だったわけですね。どうですか。

(総務) 企画政策室長

当時、築港開発に当たっての市の築港開発する意味としては、今、委員がおっしゃったとおりでございます。

古沢委員

この区画整理事業、最終版に当たって、平成 13 年度には換地計画との関係で、例えばこの住民訴訟を提起した側のお一人から意見書が出されています。これは平成 13 年 3 月です。この年の秋 9 月にはマイカルが倒産しますが、意見書の中で二つ、一つは共存共栄どころか共倒れの危機に直面している。破局は時間の問題だということを意見書は一つ挙げています。もう一つは、総事業費で 156 億円、そして 100 億円を超える起債未償還額、こういったものを結局他の事業、ふれあいバスの見直しとか学校統廃合、こういったことで市民転嫁しようとしている。その損害を最小限に食い止めなければいけないのではないかと、平成 13 年 3 月提出された意見書の中では述べておりますが、結果としては、この意見書が指摘しているとおりになったのではないですか。

総務部長

区画整理事業の問題ということが、経済のいろいろな動向でそこに進出してきている商業施設自体が結果的に破たんをしていくと、こういった部分については、開発をしようとした市の基本的な方向と申しますか、物の考え方自体からすると、結果としていろいろな諸条件の中で今日の状況にはなっておりますけれども、少なくとも新たなまちをつくらうとして投入をしてきたという、そういった行為については、基本的に我々としては間違っているというふうに判断をしていない。それで、その結果、我々としては議会の御議論なりなんなりを何年間もしまして、これがどうしても議会の場で整理がつかないということで、訴えの提起があったのだらうというふうに認識していますので、我々としては最高裁まで我々の従来からの主張をして一定の判断をいただいたと。これは市長である新谷昌明氏だけではなくて、小樽市自体もこの案件では訴えの対象になっていたわけでございますので、そういう形の中で主張してきた結果ということで、少なくとも今御指摘のあった部分については、結果の部分としては十分認識している部分はございますということだけ答弁させていただきます。

古沢委員

まち場に行きますと、あれもこれも新谷市長にしてやられたというのがよく聞かれる話です。そういう市民の声が一つの表現として住民訴訟として表れたわけですが、確かに裁判上では勝訴です。しかし、それは市民の受止め方とはおよそかけ離れていることであって、手続的であれ、その弁護士費用 180 万円を新たに支出しなければいけない。これは到底市民の納得・合意を得られる案件ではないと思うのです。だから、この議案第 42 号については、賛成できないということをしっかり我が党は言っておかなければいけないと思います。

なお、先ほどと関連しますけれども、JR が大地主ですと、筆頭地主ですと。あそこに関連して言えば、実は鉄道事業用というふうにして JR は継承するわけですがけれども、つまり極めて安いというか、ただ同然というか、そういう簿価でその財産を取得するわけですがけれども、その前に実はこの区画整理事業で鉄道事業用の砂利積み、レール積み施設等を手稲に集約をするということで、約 17 億円の移転補償もしているのですが、この対象となっ

た地域は街区 4、街区 5 にかかわりますか。

総務部長

全体的には、換地計画の中で 4 番、5 番のところに、JR の砂利とか、レールの置場とか、保線材料とか、そういうものが集積されていたというふうに記憶しています。

古沢委員

つまり施設環境を移転するために、施工者が 17 億円の移転補償をしたその土地、そしていわば更地になったその土地を、鉄道事業用に使うという目的で簿価で JR がその所有権を継承するわけですね。区画整理事業が終わって、今、流れとしては、今度は市立病院を建てなければいけないということで、言ってみれば、時価で市が買わなければいけない。こういうことだと思うのですが、いかがですか。

総務部長

JR の土地については、換地の考え方としては当然宅地になる部分については、いわゆる従前、従後の宅地の数字で減歩の対象になっていますので、宅地になる面積同等があるというのは、十分に今の売買の対象になるような土地のところは減歩をして残ったということです。特別宅地として、具体的に将来も従前も従後も鉄道用地の機能として継ぐ部分については、特別宅地ということでいわゆるノー減歩といいますか、同じ面積で残すという、こういう区画整理法の中で処理をしていますので、今回、仮に樽病が建って土地を買わざるを得ないという部分については、これは減歩で、いわゆる面積が減った分の宅地として残った JR の土地を購入するという、こういう格好にはなろうと思います。

古沢委員

当時、国鉄清算事業団から JR に不動産など資産が移っていくのですが、移る際に、JR が継承する土地というのは、鉄道事業用ということで継承したはずですね。それが今みたいな流れをくぐって、またこの土地が、小樽市が時価をベースにして買い求めるということは、これははっきりしている点だと思うのです。この問題は旧手宮線の一部を買い取る際にも議論させてもらいました。もともと鉄道事業用に使うからといって継承した土地を、要するにただ同然で JR が引き継いだ土地を時価で小樽市が買い取る。二重の意味でとんでもない無駄遣いではないかということを議論したのは大分前の話ですが、そういう構図にまた同じような問題として引っかかるのではないかと思うのです。これもこれからの検討の中で、問題提起をしておきたいというふうに思っております。

OBC の経営状況について

さて、築港関連ですから、時間の許す限りであわせて伺っておきたいのですが、現在の OBC の経営状況はどんなふうになっているのですか。

(経済)本間主幹

OBC の経営状況についての御質問でございますけれども、OBC から報告を受けているところでは、確かにまだ黒字体質にはなっておりませんが、本質的には前期よりも向上している、経営体質が若干ですが、改善されてきているというふうに伺っております。

古沢委員

この間、OBC は再生計画が認可されて、足かけで 3 年目ぐらいになりますか。当時の別除権者と言われていた政策投資銀行も引き上げてしまいましたから、今は OBC との関係で言えば、再生計画上、別除権者として扱われるのは 1 社しかなくなったと思うのです。これはポスフルだと考えてよろしいですか。

(経済)本間主幹

そのとおり、ポスフルということで把握しております。

古沢委員

同時に、再生計画では一般債権は 98.5 パーセントカットされました。別除権、いわゆる抵当権等を設定している

権利者については、新たに別除権協定を結んで取扱いを決めていくというふうになっています。それも 1 年以内に締結をするというふうになっていたはずですが、それは把握されていますか。

( 経済 ) 本間主幹

確かに再生計画の中におきまして、1 年以内に別除権協定を締結するということが案としてありましたが、その後、債権を受けたポスフルとの間のやりとりが、まだ O B C の体質が経営改善が十分にされていないということで、経営体質があのような段階で、別除権協定を結ぶということでポスフル、O B C 側とも了解しているというふうに把握しております。

古沢委員

一般債権者については、問答無用で 98.5 パーセントをカットしました。別除権協定は決められた 1 年以内においても締結されないで今日まで来ているというのが今の答弁だと思うのですが、そこでお手元に資料を二つ提出させていただきました。一つはポスフルの平成 16 年 2 月期の中間決算短信、それからもう一つは同じくポスフルの平成 18 年 2 月期業績予想の修正に関するお知らせです。これを参考にしながらお尋ねしたいのですが、当時筆頭別除権者、日本政策投資銀行は公簿上で言えば、210 億円からの債権で抵当権を設定していました。平成 15 年 3 月に政策投資銀行はポスフルに債権譲渡をした、これも公にされています。では、幾らで債権譲渡をされたのか、承知していますか。

( 経済 ) 本間主幹

今、お示しのありました平成 16 年 2 月期の中間決算短信の中身でございますけれども、その中で下に 4 ページとページ番号を振っているところに、投資活動によるキャッシュフローという項目がございます。この中で、抵当権付債権の購入などにより支出というふうに記載されております。また、1 枚めくって中間キャッシュフロー計算書というのがございまして、真ん中にあります投資活動によるキャッシュフロー、この中で貸付けによる支出といたしまして、14 億 4,400 万円のキャッシュが出ているということが記載されてございます。事実といたしまして、日本政策投資銀行からポスフルが債権譲渡を受けた期日から考えますと、また一般的に貸付債権を購入した場合、キャッシュフローのその項目に出ることから、この項目の中に含まれているとは承知しておりますが、果たしてこの 14 億 4,400 万円が購入した価格かどうかについては承知してございません。

古沢委員

この資料につけてはおりませんが、この平成 16 年 2 月期において、今おっしゃられたように、政策投資銀行から債権譲渡を受けたわけですから。それによってポスフルは唯一の別除権者になったというふうに関係資料で同じく記載されているのを確認していますね。

( 経済 ) 本間主幹

確かに O B C に対しましてポスフルが唯一の別除権者になっているということが、別の資料で記載されていることは承知しております。

古沢委員

つまり 210 億円の別除権、政策投資銀行が 14 億 4,400 万円はどうやらポスフルに売り払ったようだという様子からここから見えます。公簿上、債権額で言うと、210 億円が 14 億円ですから 7 パーセント弱ぐらいで売り払ったというふうに見られるわけです。

そこで、もう一つ、平成 18 年度の業務予想の修正に関するお知らせ、まずこれを読んだら私の時間がなくなりますから、この 1 ページの 3、これはどういう意味ですか。

( 経済 ) 本間主幹

今、お話がございましたのは、この 1、2、3 の平成 18 年 2 月期中期連結業績予想の内容ということでよろしいでしょうか。

古沢委員

はい。

( 経済 ) 本間主幹

これによりますと、ポスフルは 2 月決算ですので、平成 18 年 2 月が決算ということになりますが、売上高といったしましては、28 億円の減少で、経常利益といったしましては 6 億 6,900 万円の減少、しかしながら当期純利益といったしましては、5 億円増加して 9 億円という内容となっております。

古沢委員

つまり売上高は当初予想からやはり落ちると。28 億円も落ちると、経常利益も落ちると、純利益だけは 5 億円上がると、9 億円になるというのがその 3 でわかります。2 ページを見てください。2 ページの 5 と 6、特に 5 の中ほどにあります特別利益に関するところと 6 について説明してください。

( 経済 ) 本間主幹

連結業績予想中期修正の理由という中で記載されているところでございますが、特別利益につきましては、民事再生会社小樽ヒルトン株式会社に対する貸付債権の回収益 5 億 5,700 万円等により、中短純利益が 100 万円となる見込みであるということが記載されております。また、通期見通しにつきましては、当初、公表の数値確保に努力しておりますが、売上高は 1,155 億円、経常利益は 3 億 3,100 万円であります。当期純利益につきましては特別利益の発生予定より 9 億円の減少を見込んでいっております。また、その特別利益の内容といったしましては、当社ポスフルが所有するマイカル小樽エネルギーという株式会社に対する貸付債権の回収が実現できる見込みであり、帳簿価格との差額約 10 億円を特別利益として早期に計上すると、こういう内容が記載されております。

古沢委員

ヒルトンがイシシに変わったのが今年の春です。ですから、平成 18 年 2 月期で言いますと、ポスフルの第 1 四半期、その中で貸付債権の回収益 5 億 5,700 万円実現しました。それから、第 3 四半期になりますが、平成 17 年 11 月、これはマイカルエネルギーが北ガスの子会社に移る予定の時期です。ここでそれによって回収益が見込むことができた。それで、業績予想についても修正すると。このマイカルエネルギーで回収益が実現されるだろうという額が約 10 億円、合わせると、この平成 18 年 2 月期だけでも貸付債権の回収益で 15 億 5,700 万円、6 で帳簿価格との差額というふうに言っていますから、帳簿価格というのはつまり先ほど言った 14 億 4,400 万円、これはヒルトン分であり、エネルギー分であり、O B C 分、合わせてというふうに考えればいいのです。それぞれ 14 億円を三つに分解しなければならないという作業が出てきますけれども、それにしても簿価が 14 億 4,400 万円というふうに考えれば、この 3 社のうちの 2 社の分で、差額だけで 15 億 5,700 万円利益が計上されるという意味だと思っておりますが、そう読んでよろしいですか。

( 経済 ) 本間主幹

まず、帳簿価格についてでございますけれども、確かにキャッシュフローの中では 14 億 4,400 万円が抵当権付債権を購入したということになっておりますが、一般的に貸借対照表の資産の部の中で、投資その他の資産というのがございますが、その中では全体をひっくり返して載っているものですから、今、委員が言われた 14 億 4,400 万円が貸借対照表上の帳簿価格かどうかについては承知してございません。

古沢委員

そのようにおっしゃられますから、なるほどなのです。けれども、平成 16 年 2 月期で言いますと、読んでいただいたところは、投資活動によるキャッシュフロー、西岡店等の改装による有形固定資産の取得で 4 億 3,500 万円、システム投資等による無形固定資産への支出で 5 億 1,900 万円、また抵当権付債権の購入などによる支出によるものであります。これは主なものを三つ挙げたわけですが、それで中間キャッシュフロー計算書を見ますと、主なもの三つといえば、この 4 億 3,500 万円と 5 億 1,900 万円、それに 14 億 4,400 万円です。14 億 4,400 万円は抵当権付



債権の購入などによるもの。今の答弁、言葉じりをとらえるようで悪いのですが、あなたは 14 億 4,400 万円はつまり最大値であって、もっと安いかもしれないという答弁をしているのだけれども、よろしいですか。

( 経済 ) 本間主幹

おっしゃるとおり、キャッシュフローで購入した抵当権付債権は、資産の部の中に載りますけれども、御指摘のありましたとおり、貸付けによる支出ということで抵当権付債権を買っている総額が 14 億 4,400 万円ですから、OBC ほか 3 社のほかに仮に債権を買っているとしたら、それよりは安くなるということは可能性としてあると思います。

古沢委員

土地区画整理事業を行ったあの地べたの上で、こういうことが今進行しているわけですね。しかも、別除権者とすれば、唯一生き残ったと自分で言っているポスフルが、日本政策投資銀行から買い受けた金額をはるかに上回って回収をしている。ヒルトンの分は終わりました。聞きますと、税金関係も若干絡んでいるようですけれども終わりました。それから、マイカルエネルギーについては、同じように 11 月で決着がつくでしょう。あと残るのは OBC に関するものが残るのですが、先ほど言ったように、既にこの 2 社分だけでも買い取った価格をはるかに上回って利益を計上しているのです。これはどのように考えたらいいのでしょうか。

( 経済 ) 本間主幹

一般的に貸付債権の流動化ということが国内においてもありまして、当初、銀行が保有している債権は、例えば金融機関にしか売却してはいけないとか、債務者の了解を得なければ売却できないとか、そういう規定が盛り込まれておりましたけれども、いろいろ経済情勢が変わる中で、そういった金融機関以外にも売却してもいいとか、相手側の了解を得なくても売却してもよろしいとか、そういった貸付債権の流動化という現象が起きています。そうした中で、経済的行為の一環といたしまして、そういったことがなされまして、結果として 15 億何がしの利益が上がったというふうなことが事実として受け止めております。

古沢委員

つまり今の答弁は、210 億円の権利を幾らかはわからないけれども買ったのだから、210 億円をポスフルは実現する権利を持っているということですね。

( 経済 ) 本間主幹

マイカルエネルギー供給とヒルトンに対する債権は回収しておりますが、残る OBC に対しては債権は持っております。その額が 130 数億円というふうなことで承知しておりますので、OBC にとりましては、ポスフルに対してそういった債務をいまだ負っているという状況でございます。

古沢委員

ちょっと議論が広がりますけれども、民法の第 1 条で基本原則を定めています。3 点挙げていますが、ちょっと資料を用意しておいてと言っていないからいいでしょう。それで、一つは、第 1 項では、「私権は、公共の福祉に適合しなければならない。」のだということを言っている。第 2 項で、「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。」と言っている。第 3 項は「権利の濫用は、これを許さない。」と言っているのです。この 2 項目の権利の行使、義務の履行は信義に従えと、誠実にいこうというのを短縮して言えば、信義誠実の原則というのだそうですね、信義則。これはどんな法律の規定、いろいろ決められますけれども、この信義則の原則というのは、それらの法律の上をいく、しっかり守らなければいけない原則というふうには私は理解するのですが、いかがですか。

経済部長

今、お話の民法上の考え方については、否定するものでもありませんし、一般論として私もわかることです。それともう一つは、一連の動きの中で、日本政策投資銀行とポスフルとの関係というのは、心情的には私もいる

いろな思いありますけれども、ただ現状として当時の再生計画上の中でヒルトンなり O B C の債権が買われた。当時マイカルエネルギーは優良会社ですから、別に倒れた会社ではなかったのですが、その抵当権も一緒に売買をされた。その中で今現実にこういう処理がされて、結果として、仮にその当時であれば 10 数億円の売却益をこういう形でポスフルが計上しているのが事実だとすれば、そういう意味では当時の金額より大きい額になっているのかなど。

ただ、問題は政策投資銀行から買った段階で、その同額でなければ処理できないとか、あるいはどこまでプラスが許されるのか、若しくはマイナスになることもあるわけですから、当然買い取った段階で、企業ですから、経済活動の中で少なくとも大きく回収するというのは、これは当たり前のことと思います。ただ、問題は最大の O B C の部分が現実の別除権を履行できないことです。それは行使してしまえば O B C 自体がもたないわけですから、その部分はポスフルも十分承知をして、現実に別除権協定も結ばず、O B C にプレッシャーを与えることなく今営業しているわけです。その部分では、必ずしも回収のめどというのは非常に低いわけです。そのトータルの中で今結果としてこういう形で行われて、現実に処理をできたヒルトンなり、あるいはマイカルエネルギーのところから一定程度の売却金が発生したのだらうと、そういうふうには認識しております。

古沢委員

これは、どこかまち場で、ある人とある人の間で起きていることではないから言っているのです。土地区画整理事業で行ったところで起きていることだから、私はあえて言っているわけです。

本来は、日本政策投資銀行は別除権者として、再生計画が認可決定されて 1 年以内に別除権協定というのを結ばなければいけなかった。一般債権者は 98.5 パーセントで一括切られたと。別除権、抵当権等を設定しているがゆえに、別扱いでそれは決めなさいというわけです。それにしただけ再生計画ですから、210 億円が全部認められるなんていうことはあり得ない。それは協定を結んで決めていかなければいけない。その作業さえしないままポスフルに手放したわけです。最初は思いました、14 億円というのはいかにも安すぎると。けれども、一般債権 98.5 パーセントから比べれば 6 パーセントから 7 パーセント回収できるのなら、別除権者としても協定の中でその水準でオーケーを出していたのではないかと。最初は協定があるはずだからというふうに思いました。それをベースにして、とりあえず取り急ぎ現金化できる、それがポスフルに売ることによって現金回収ができるというふうに日本政策投資銀行は判断したのではないかとというふうに思いましたけれども、この状態が続けば、日本政策投資銀行の責任がどうなのかということになると思う。要するに、14 億円で売り払ったものが、はるかに大きな金額になって実現してくるわけです。日本政策投資銀行というのは、言い方は悪いですが、親方日の丸銀行ですから、マイナスが生じれば最終的には国民負担でしょう。だから、50 億円のを 14 億円で売ったって、30 億円のを 14 億円で売ったって、最終的にはどうってことがないという、そういう構図が成立するとしたら、それは許しがたいというふうに思うのです。

もう一方で、それに加担するようにして安値で買い取って、回収実現を図って利益を上げるということが、その当初からあそこの土地区画整理事業に重要な役割を果たしてきた一員であるマイカル北海道、現ポスフル、そこで起きているとしたら、これまた許しがたい、認めがたいというふうに思うのです。私はそう思うのですが、どうですか。

総務部長

今の現象を見ると、こういう形になっているのですけれども、ただこの基本的にポスフルまでに債権が移動したときの経過というのは、少なくとも民事再生法になって、マイカル全体の債権の扱いというものをどうするか、それから O B C を再生するのにどうするかという議論をしたときに、一番最初にとりあえずスポンサーになるのではないかと言われていた、要は新聞報道されたのが今のポスフルだったものであります。そのポスフルがああ時点でこれを引き受けると連結でもってみずからが大変というような判断はあったようですが、引き受けな

いというのがまず一つ出てきて、その後小樽市に対して自立をしていくという選択肢の中で、小樽市に対してビブレ棟を無償でやると。残った建物で営業すれば何とかやれるのではないかとというDBJの、いわゆる日本政策投資銀行の考え方が示され、市としてもいろいろ議論をしましたがけれども、引き受けられないということでした。そういう中で日本政策投資銀行として、ここの処理をみずからの債権の問題も含めて、OBCを残す選択肢として考えたのが、この三つの企業の再建をポスフルにと、どのような相談をしたというのは全くわかりません。金額も今御指摘の額がそうであれば、そういった金額は我々としては把握はしてございませんで、一般論として総額債権の1割ぐらいで買ったのだらうと。その後、いろいろ情報を収集したときに個々の債権の1割ではないようだ。あまり調子の悪いところの簿価自体は低いのではないかと、こういうような話が耳には入りました。したがって、元気なところのエネルギー会社の債権の簿価を多くしたのではないかと。これもすべて想像の範囲であったわけなのです。

それで、私どもとしては、当然今土地区画整理の上でやっているとかという意味ではなくて、今、OBCの企業の健全化という、こういった視点で我々としては課題としてある税の問題、そういったこともございますので、今年の春から助役も含めてポスフルにお邪魔したり、OBCを呼んだり、そういったことの中で私も日本政策投資銀行まで行きました。そして、今回のいろいろ言われていることについて、いろいろ事情のお話を聞きましたけれども、基本的にこれは守秘義務の問題で、みずから幾らで売ってどういう条件だったかということは一切言えないと。問題は、三者で問題の整理をしたのは、そのときの経済合理性の中で、三つを処理しなければ元気なところだけを残して、あとを全部処理したとしても、OBCというのは残れないという、こういうような判断もあってやった行為だらうということ、当時の担当者はいませんでしたけれども、そういった経過でございました。

したがって、我々としては今回の行為については、一般論として考えれば高いものを安く買って相手に高く売りつけるというか、請求するという、こういうこと自体については、気持ちとしてはずとんと落ちない部分はございますけれども、法律上そういうことが許されるしくみになっているという、国民の中で行われている行為だというのが一つ。それからもう一つは、ポスフルがOBCに対して別除権債権を求めていって、強烈に債権回収に行っていないということ。このこと自体はポスフルが何とかOBCは当面リーシングをしながら立ち直っていくかというふうな考え方はあるのだらうというふうには思っております。

もう一つつけ加えて申し上げますと、助役とポスフルに行ったときに、私どもが言ったのは、エネルギーの債権について、延べ払いといいますか、長期サイトにするとか減額をするとか、そういうことをしながらエネルギーコストを削減することでOBCの担税能力を高めていくという、こういったような手法をとってもらいたいという、こういうことも春に言ってきておりました、エネルギーは結果的にお話のあったような処理になってはいますけれども、そういう行為で一応いろいろな意味ではかかわってはきましたけれども、そういう意味でいろいろ御指摘の部分についてはずとんと落ちない部分も我々は持っていますけれども、国民の中での債権の流動化の中で処理した行為というふうに、こういうことを考えておりますので、御理解いただけるかというふうに思います。

古沢委員

おっしゃることはわかるのです。契約は自由だと。国民のことだからと。けれども、例えば信義則、それから「権利の濫用」、こういう民法の基本原則上から考えた場合に、確かにかつてはそうだったのだけれども、しかしそれは個人対個人で勝手にいいというふうには今は考えていないのです。そのことによって他に影響が及ぶ、損害が及ぶというものであった場合に、権利は自分の自由だからというふうに行使してはならないと、こういうふうに法の3項で言っているのが「権利の濫用」なのです。今おっしゃられていることは、どう言ったらいいのでしょうか。要するにあそこをつぶせばいいというふうに現実、実態の話としては、我々も思っておりません。ただ、あそこで不当に利益を上げられても困るわけです。その不当に利益を上げることによって、再生を図ろうとする法人のおもしが解かれなわけだから。

そこで市長に提案ですが、こういう事態、この資料に基づいているとは言っても、これは私のある意味では推測の域も出ませんよ。こういうことが確認できるのであれば、ポスフルは別個保証金・敷金 61 億円で別除権者としての権利を持っているのではないですか。日本政策投資銀行からの分だけでさらに利益を上げていくなんでいうことは、もうよろしいでしょうと、おりてくださいと、こういう対応を市としてはとるのが当然と思うのですが、いかがですかね。

総務部長

基本的に債権をカットしてしまうという、この部分の行為については、詳しくはわからないのですが、8 億円なり 10 億円なり、OBC の場合は 132 億円ぐらいの債権を全部棒引きにしますという行為のときに、その OBC 自体が 132 億円もうかることになるわけですから、いわゆる免除益が出るという、そういったいろいろな問題が生じるやに聞いているのです。ですから、そういった問題の処理も含めて、我々としては関係者といろいろな話もしたこともございますし、ですから幾らで買って簿価が幾らなのか、その部分を回収して別除権債権として整理をするということが妥当なものなのか。132 億円というものを別除権債権として設定をして、極端な話 100 年で返せと、そういうことでやることで免除をしていくという形をとるのがいいのか、そういったような手法があると思うのです。

我々としては、今回、こういった議会の御指摘も含めて、私としては、事務方としてはこういった御意見なり御指摘について委員会であったということ、それから今後 OBC の債権の扱いについてどのように考えていくのかということ、そういう意味合いについては、ポスフルの関係者といいますが、そういった方々と話し合いをしながら、必要があればまたポスフルの社長と、助役に会ってもらいなりして話し合いをしていくという、こういう情報の交換をするといいますが、そういうことをしたいというふうには思っております。

古沢委員

平成 15 年 9 月に、小樽市は、これはこれまでの議論経過の中で市長もお答えいただいたように、必要な税確保の措置をとっているというふうにおっしゃっていました。確かに平成 14 年度に 1 度私の指摘があって、優先すべき不動産に差押えを入れることによって、これも推計ですが 1 億 3,000 万円前後固定資産税を回収ができたと思うのです。いまだお礼の言葉の一つもありませんが。翌年平成 15 年度に他の不動産についても差押えが入っていますが、この状況が解決されない限り、この差押えは無益な差押えになってしまうわけです。今がチャンスなのです。無効な行政処分を仕掛けていたのだけれども、今がチャンス。有効な行政処分に変わり得るかどうかというチャンスであるというふうを考えれば、小樽市は国民のことは言われてられないというふうに、私の問題意識の中の一つにはあるのです。そのことも含めて、慎重に対応をしていっていただきたいということを最後をお願いして終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

小前委員

代表質問に関連して質問させていただきます。

保育所の年間の経費と収入割合について

まず、私の質問で一つの保育所の年間にかかる経費と収入割合を尋ねましたけれども、パーセントでお答えいただきました。これを金額に直してお教えいただきたいと思います。

(福祉)子育て支援課長

公立保育所の運営費と収入額についてのお尋ねでありますけれども、このたびの代表質問の中では、年間を通しての収入の割合ということで、おおそ平均の 1 か所当たりの経費として約 1 億 1,000 万円というふうにお答えしたところでございます。それにつきましては、保育所の運営費のうち、直接保育所の運営にかかわらない部分を除

きまして求めたうち、この保育所にかかわる部分として 8 億 8,500 万円、これを単純に箇所数割で 1 億 1,000 万円というふうにお答えしたところでございます。これに係る収入につきましては、基本的にはこれと同じ財源が必要となるわけなのですけれども、国・道の負担金、それから保護者からの保育費負担金と、これで満たない部分については、市費で負担しているところでございます。このうち金額的にわかるというか、賄うべきものが保育費負担金なわけでございますけれども、これは全体の収入で 1 億 1,200 万円ほどございますので、これを 8 か所で割ったところ、1 億 1,000 万円に対しておよそ 13 パーセントだと、そういうふうにお答えしたところでございます。ただ、これ以外の国・道の部分につきましては、16 年度から三位一体改革の関係によりまして交付税措置という形になりまして、ちゃんとして入ってきているというふうには思いますけれども、額がはっきりつかめないことから、市の分、国・道の分というようなことでお答えはできないところでございます。

小前委員

収入の 1 億 1,000 万円は聞きましたけれども、支出の経費は幾らになりますか。

福祉部長

1 億 1,000 万円に対する収入の 13 パーセントの保育料に相当する部分は 1,434 万円ほど、残り 87 パーセントは残りの 1 億 1,000 万円から引いた部分、9,636 万円ほどということでございます。

小前委員

1 か所民営化することで、2,900 万円の節約になるという、そういう答弁をいただきましたけれども、その根拠はどこにあるのか、説明していただきたいと思います。

(福祉) 子育て支援課長

まず、仮にですけれども、定員が 80 名の保育所で民営化を図るとしたときに、保育所の入所時の年齢構成にもよって、保育単価というのが変わってきますので、おおよそということになりますけれども、歳出ベースで 1 か所 80 名の定員の保育所を運営したときに、約 1 億 500 万円ほどという形の中で、これを民間にお願いしたときには、今度は保育所運営費ということで支援することになるわけですが、その差引きで 2,900 万円という額になったところでございます。

小前委員

公立保育士の給料は 1 人幾らぐらいになるでしょうか。

(総務) 職員課長

現在、保育士の関係ですけれども、小樽市の場合は平均年齢が大体 38 歳ぐらいです。その年齢の年収で申し上げますと 510 万円ぐらいです。

小前委員

民間は平均 450 万円に至らないということですから、かなり違うと思いました。

学校での性教育について

次に、教育委員会に質問させていただきます。

9 月 28 日に、マリンホールで性教育に向けて講演会が開かれて 170 名集まったという答弁がございますけれども、この対象は子供なののでしょうか、保護者なののでしょうか。

(教育) 指導室寺澤主幹

対象は保護者でございます。

小前委員

保護者に講師の先生が児童の性教育の必要性を話したわけですか。

(教育) 指導室寺澤主幹

講師から演題が「性教育 今すぐ大人がしなくてはいけないこと」ということで、保護者が児童・生徒に対して、

今すぐ性教育を指導する上で気をつけなければいけないことについて講演していただきました。

小前委員

保健所の先生が、平成 11 年度から全部ではないみたいですが、各中学校の何校かに高校受験を終わって卒業式までの間、性指導に行っている話を聞いております。そこで、性教育については中学校では保健体育の教師も指導しているという答弁をいただいたのですが、その保健所の先生によりますと、保健体育の教師と非常に認識に違いがあるという話を聞いておりますので、性教育について専門の先生と保健体育の教師と勉強会は必要ないでしょうか。

(教育) 指導室長

教員の資質、力量の向上、とりわけ性に関する指導ということで、特に子ども、今回、それから前回の議会の中におきましても、小樽市における若年層での性行動、こういうものについての実態について御指摘をいただいたところでございます。やはりこの実態についての認識というところで、教員がどういうふうに思っているかということで、生のそういう状況を踏まえながら、そういう中で指導していくということは重要なことだと考えてございますので、今回は保護者に向けての勉強会というところでございましたが、道教委におきましても来月には性教育にかかわっての研修会の参加が行われるところでございまして、前年度も行われておりますが、そのような参加の症例や、また子ども市教委自体がそういう研修会についての開催についても考えていかなければならないというふうに考えてございます。

小前委員

その先生のお話では、中学 3 年生を対象に、性教育の勉強をクラスでしていなかった子供に話を聞かせるということで、中学 3 年生が対象でありましたら、毎年 14 の中学校すべてに出向かなければいけないはずなのですが、平成 11 年から数えて、何校でというようなお話で、一番多い年で 4 校しか行っていないというような話なのですが、性教育の必要性は高校生になると遅くて中学 3 年生が分岐点であるという、その先生からのお話もありましたけれども、毎年中学 3 年生に性教育を徹底するために、教育委員会は何を考えていますでしょうか。

(教育) 指導室長

特に例えば、現在、家庭において食事をとらずに学校へ来る、また喫煙の問題についても同様ですが、非常に今日的な問題については、学校だけにとどまらず、家庭との連携やまた保護者の皆様の啓発・理解、こういうことも重要だと考えてございます。そんな観点から、今回、性に関する指導につきましても、保護者の皆様に御理解をいただきたいという趣旨で開催をしたところでございます。また、学校教育においては、委員御指摘のとおり、中学 3 年生の保健体育の中で、性感染症の予防やエイズというところでの知識的なものを、主に保健体育の教師が指導しているところであります。ただ、先ほど申し上げましたとおり、世の中の実態というものも踏まえていきますと、指導のニュアンスというのは変わっていくだろうと思っております。そういう意味で繰り返しになりますが、研修を深めながら指導のあり方について工夫・改善をしていくことがまず大事だと思っております。

ただ、この前の講演会の中でも大変印象的だったことは、例えば性感染症は恐ろしいとか、そういうことを幾度言っても、なかなか子供たちには受け止められてはいかないという指摘がございました。と申しますのは、薬を飲めば治るでしょうと、こういうような意識も見られるという御指摘もいただいたところでございます。やはり生涯にわたって人生 80 年時代でございますから、みずからの健康を守っていく能力を高めるということは、この性に関する指導だけではなくて、ほかでも重要だと思いますので、そういう観点からみずからの体を大切に管理していく力をつけていこう、さらに指導の工夫というものについて各学校とも連携をしてみたいというふうに考えてございます。

小前委員

中学校、小学校と道徳の時間は何をしていると教育委員会では把握をされていますか。

(教育) 指導室寺澤主幹

小学校、中学校の道徳の時間、各学年、年間 35 時間計画されておりまして、それぞれの発達段階に応じて道徳的  
な 8 項目、それに基づいた教育活動の中で体験したものを振り返ったり、そのような時間として活用していると思  
っております。

小前委員

それは各学校から報告させているだけではないでしょうか。どこかで突然入って授業をごらんになりましたか。

(教育) 指導室長

教育委員会が例えば授業を見て歩くということでの御趣旨かと思えます。当然学校でどのような授業が行われて  
いるかということでは、私ども教育委員会の職員が直接見て歩くということも大事だと考えています。ということ  
から、さまざまな場面で授業を見せていただいているところでもあります。そういう中で、今の御質問ですと、突然  
ということですが、やはり学校の中での授業を見せていただくということであれば、各学校で例えば道徳も含め  
て見せていただきたいという話を私どももしていきながら、そういう中でその実態についても直接目で確かめてい  
かなければならないというふうに考えております。

小前委員

私は校長から、ほとんど道徳の時間は学級会を開いていると。学級会を開いている方はいい方で、道徳との関係  
がないテレビを視聴させている学校がほとんどだという校長先生からのお話を聞いて、この質問をしているわけ  
です。ですから、事前に連絡をしていくのであれば、きちんと向こうは用意させている中に入っていくことになら  
ないでしょうか。実態を調べることになるのでしょうか。

教育長

小中学校で行われている道徳の授業についてお話しさせていただきます。

新学習指導要領に規定されておりますように、まず第 1 は全教育活動で道徳教育をするというふうに定められて  
ございます。ですから、道徳という時間だけでなく、国語にも体育にも理科でも社会でも特別活動でもあらゆる  
活動の中で、まず道徳教育をしなければならないということが一つ。それだけではばふらっとすると言ったら言葉  
ちょっと失礼に当たりますけれども、あまりにも広がりすぎますので、1 週間に 1 度、つまり年 35 週でございます  
ので、年 35 時間、それを整理したり、統合したり、集約したり、そういう授業、つまり道徳の時間をしてください  
という定めがございます。

ただ、その授業でございますが、国語、算数、理科、社会と違いまして、教師がチョークと黒板に向かってやる  
授業もございます。ただ、それだけでは今の時代、児童・生徒のニーズにはこたえられませんので、その大半が副  
読本というのがございます。それも 1 社ではなくて各学校で 3 社くらい学年別にありまして、それを隅から隅まで  
教えるというのではなくて、教える中身で一番いい場面で、国語とはまた違うのですが、そういう副読本を使って  
教える道徳の時間、それからテレビを使うのは、保護者の方からテレビで道徳はまずいいのではないかという御指摘  
もございますが、NHK の教育テレビで道徳の時間、名称はともかくとしてございまして、まずそれを見せて、そ  
してそれぞれの思いを語らして、その後望ましい姿をみんなで模索するというのですか、結論ありきでなくて、こ  
の場面では皆さんはどのような行動に出るのかという、それぞれの意見を出し合うというのも、今、視聴覚教  
育の中の道徳ではそういう教育もなされてございます。さらに、ここ数年、例えば自分が生まれたときから現在ま  
でどういう人方に守られて、お父さんやお母さんにどういうふうに使われてきたか、そして今は自分はどんな夢が  
あるのかという、いわゆる心のノートというか、そういうのとか、いろいろなものを使ってその週 1 時間の道徳の  
時間を行うということになってございます。

ですから、くどいようでございますが、国語の教科書のように初めから終わりまで 1 冊の教科書で進めるという  
ものではないので、その学校で 1 年間どういう計画をつくっているのかというので、私ども教育委員会で 3 月末

にその計画をつくらせ、学期ごとに何時間そこまでやったかというあたりも点検する、そういうしくみで小学校、中学校の道徳教育を進めているところでございます。

小前委員

道徳教育の必要性は非常に今高まっているわけですので、報告を受けるだけではなくて、ぜひ突然指導室なりなんなり入って、授業風景をごらんになって、の実態調査をしてあげていただきたいと思います。

次に移ります。

学級経営案について

8校が学級経営案を出していないという答弁をいただきましたけれども、全市では何クラスがあって、その8校のクラスは幾つあるのでしょうか、教えてください。

(教育)指導室寺澤主幹

小学校の全学校の学級数は、通常の学級ですけれども235学級ございます。そのうち学級経営案が学校として作成されていない学校が8校ございます。その学級数は84学級になります。

小前委員

この数字からいうと、3分の1に当たる学校が学年・学級案を提案していないということですね。校長が求めている学校も含めて8校あるという教育長の御答弁ですけれども、校長が求めているということは、教育委員会はこの件について指導していないのでしょうか。

(教育)指導室寺澤主幹

8校の学校で作成していないと言いましたが、学級によっては個人的に作成されている先生もいますので、この84学級すべてが学級経営案を作成されていないということは、了承していただきたいのですが。それから学級経営案の作成の指導についてですが、校長が当然学級経営案を作成するのが当たり前の話なのです。それで、学級経営案の作成を求めているということは、当然求めなければいけないと思っているところでございます。それで、基本的なことですので、今後、校長の方にも強く指導してまいりたいと考えているところでございます。

(教育)指導室長

今、指導室主幹から答弁させていただきましたが、特に今私ども大事だと考えておりますのは、平成14年度に小学校と中学校の設置基準というのが定められました。その中で、学校の運営状況について説明をなささいということを出てございます。特に学級ですから、小学校の場合に限りますと、担任の先生がこの1年間どんなふう to 教育をしてくれるのかというところでは、4月の保護者会等できちんと説明してもらわなければならないというふう to 考えてございます。その場合の手がかりとなるのが、学級経営案というふう to 考えてございますので、私ども to いたしましては、明年度の4月の当初の各小学校での保護者との説明の中においても、当然このような部分も含めてしっかり説明をしていくように、その中で信頼を勝ち得ていくようにという形での指導もしてまいりたいというふう to 考えてございます。

小前委員

84クラスのうち、自主的に書いている先生もいる。それは何クラスですか。

(教育)指導室寺澤主幹

詳細についてはそこまで詳しく調べておりませんので、数は把握していません。

小前委員

担任であるのなら、どういうクラスにしたいのか、目標を設定して、それに向かって進むのが担任の仕事だと思うのですけれども、そこを校長が求めない学校がある。それから、出さない教師がいるという、3分の1の数に上るといふ、小樽のこの数字に私は驚いてしまいました。まだまだ聞きたいことがあるので、先に進みます。

「あゆみ」の通信欄について



6 月の議会で「あゆみ」の通信欄について改善を求めるよう、私は教育委員会に申しましたけれども、その後教育委員会はどんな指導をされたのでしょうか。

(教育) 指導室寺澤主幹

前回の御指摘がありました学校につきまして、校長に指導室に来ていただきまして、今後、学校において教師に強く指導していただきたいということをお願いしました。その後、議会で答弁させていただきましたように、高島小学校においては改善を見ることができました。また、そのほかの毎学期書かれていなかった学校についても、改善が見られてきているところでございます。

小前委員

それで、朝里小学校だけがこの改善に向かってはいないのですけれども、朝里小学校の子供たちの数は何人いるのでしょうか。

(教育) 指導室寺澤主幹

朝里小学校の通常の学級の児童数は 693 名でございます。

小前委員

まだ朝里小学校の 700 人近くの子供たちが不利益をこうむっているということですよ。これは統制していく教師がいるようなので、教育委員会に呼んで指導できないのかという私の質問に対して、6 月の定例会でも今回の定例会でも教育委員会に呼ぶのはなじまないからという答弁でしたけれども、なじまないからやらなくてもいいのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

直接、教育委員会が学校の教師を呼んで指導できないかというお話でございますけれども、教育委員会の中で服務監督権といえますか、教員に対するそういうものはございます。ただ、学校長には学校教育法第 28 条の 3 項の中で、「校務をつかさどり、所属職員を監督する。」という立場がございまして。そういったものがございまして、そういうものの中で学校教育活動、教育課程の編成とか、もろもろの校務分掌を決定する権限が学校長に与えられているわけです。ですから、そういう教育活動の中まで、教育委員会が行って話を教員にするというのはなじまないということで、答弁をさせていただいてます。ですけれども、そういった各学校で課題が当然ございますので、そういう課題に対しましては、教育委員会も校長なりと連携をしながら、そういった指導をしていくという立場でございますので、御理解を願いたいと思います。

小前委員

教育委員会は校長に対して指導・監督する権利がありますし、校長は教職員に対して指導・監督する責任があると思うのですけれども、それは校長が書いてくださいと言っているのに書かないというのは、職務命令違反に当たるのではないのでしょうか。教師が交通事故を起こしたり、また何か不祥事を起こした場合には訓告とか戒告とかいろいろな処分対象がありますけれども、こういう反教育的なものは処分対象には当たらないのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

職務命令と申しますのは、職員の職務に関して発せられる命令ということでございまして、それは文書でも口頭でもよろしいのですけれども、そういった中で校長が書いてくださいなり、こうしてくださいという形の中で、教職員にそれは公務員として当然上司が言った場合には職員は従わなければならない義務はございます。ですから、そういうのが数重なるといいますか、あれば、学校の方からそういった形で私どもの方にそういった報告が上がってくると。となった場合に、委員会としてこういった形が望ましいのかということでは、当然内部的な検討の議題に上がるだろうというふうに思っています。

小前委員

教育長はもし自分の子供が朝里小学校にいたとしたら、なじむまで 30 年間ずっとお待ちになりますか。

教育長

今のお答えの前に、先日もお話しさせていただきましたが、あゆみを出す出さない。さらにその中身をどうするのかということが法令で定められているのでありましたら、校長に強く指導をできると思います。

ただ、それが中身は学校に任されているもので、小樽市教育委員会は学校から上がってきたものに対して、かなりの指導をしながら、そして学校でそれぞれお願いするという形になっているものでございますので、なじまないという言葉をあえて使わせていただきました。ただ、小樽のこれまでの例を見ますと、この 10 年来かなり書いていない学校があったのが、時間をかけつつ、最後の 2 校になって、その 2 校も 6 月から今日までの指導で、何とか学校の先生方の理解をあと一つまでこぎつけたわけです。ですから、法的なものがございましたら、急に時間をかけないで 180 度変えることができますが、やはりそこにいる校長、教頭、そして教師の理解を得て、書かないことはだめだという思いになっていただかなければ、私はまずいのではないかなということで、再三申し上げましたようになじまないという言葉になったのですが、またこれからもやはり書いていない学校につきましては、私どもとしてはある程度時間をかけながら、校長と一緒に全力で取り組んでいかなければというふうに考えているところでございます。

また、自分の子供にはということでございますが、親の立場となるとまた違うのかと思いますが、ただ、今教育行政を推進している者といたしましては、小樽のこれまでの流れを踏まえて、何とか議員や市民の負託にこたえられるような、そういうようなあり方を進めてまいりたいというふうに考えているところでございますので、御理解いただければと思います。

小前委員

確かに通信欄は強制ではありませんけれども、教育長のお答えは、「通信欄については、記号や数値では表すことができにくい子供の成長の様子を文章により伝え、次の学習などに取り組む意欲や励みを与え、保護者はもとより子供みずからも高まっていこうとする態度を促すなど、教育上意義のあるものと受け止めている」から、書くように進めているわけですね。それなら、児童数 693 人の朝里小学校も 2 学期から書くように約束させることはできないのでしょうか。

(教育)指導室長

重ねての御質問でございますが、現在も続けて、校長とは職員会議等の折々を含めて、報告をいただきながら話し合いを進めていただいております。

(「折々でなくて厳しく指導しないとだめなんだって、校長を」と呼ぶ者あり)

したがって、そういう中で校長に対しての指導・助言というものを継続して強めてまいりたいというふうに考えてございます。

小前委員

もっと教育を受ける子供の側に立っていただけないのでしょうか。ぜひお願いしたいと思いますけれども。

私は、校長が担任は発表しているけれども、分掌の発表は人事委員長がしているという学校で、校長はお飾りにすぎない学校がありますという問題に対して、教育長の御答弁も私は非常にふに落ちないのです。

この答弁は、学級担任が校務分掌を決定していることについて、校務分掌は学校管理規則により校長が所属職員に分担させることができるとなっております。このことから、校長は自分のイメージする教育目標の実現に向け、教職員の経験や特性、さらには年齢や男女の構成を考慮しながら、みずからの責任で総合的に判断して学級担任を決めることとなります。今後も規則に基づき、校長の主体性の下、校長の人事は適切に行われるよう指導してまいりますという御答弁なのですけれども、私は「校長は学級担任を発表しています」と、校務分掌を人事委員長が知っているのはおかしくないかという質問をしています。

これが校長からの訴えでありまして、担任だけは私ができるけれども、あとは全部人事委員長がしているのだよ

と。その学校の教師も校長はお飾りにすぎないという話からおかしくないかと思っこの質問をしたのですけれども、私はこの質問に教育委員会は答えていないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(教育) 学校教育課長

今のお話でございますけれども、小前委員の代表質問の中で、学級担任の発表を人事委員長がやっているのではないかということの御質問でございましたので、これはあくまでも校長がその権限を持って、自分の学級経営をどういうふうに動かすかという中で、中には学級担任の場合持ち上がりも当然ございます。それから、例えば教師の希望を聞いたり、そういったケースはございます。ですから、最終的な判断というのは、あくまでも校長が判断をして、あなたは何年何クラスの担任だとか、校務分掌については教務はあなただとかという形の中で、職員会議の方で発表していくというふうに聞いてございますし、校長からそういう委員長の話とかというのは教育委員会の方では聞いてはございません。

小前委員

昨日、市長は「伝統、文化、歴史など小樽市には市民力がある」というお答えでございましたけれども、それは今支えている住民に教育力があるからだと思っております。この力は、次世代にも引き継がれていかなければならないと思うのですけれども、教育というのは、その実態を支えるのも未来を切り開くのも教育力だと思うのです。そういう意味で、もっと責任を持ってきっちりやっていただきたいと思っております。

-----  
成田委員

今、小前委員が一生懸命教育委員会に質問していただきましたけれども、やはり私も子育て支援ということでいろいろ各分野にわたって質問させていただきましたけれども、基礎になるのは教育の部分だと思っております。その中でも、社会に出てからのモラル、道徳が基礎になっていくと思えます。その辺が教育の、学校で受ける道徳と、それから社会に出てからの道徳と、それから家庭の中での道徳、これが一番大事な道徳だと思うのですけれども、その辺を小学校時代から道徳の基礎になる部分というのが欠けているのではないかと。それは教師が校長から指導を受けたときの態度を子供たちが受け継いでそれを見ているのです。それはやはりこれからの道徳の中で、社会に出てもそれは通用することなのです。それをきちんと学校へ行ったら教育委員会から校長に行き、校長から教師に行くような、そういう道徳、それが大事なことだと思うのです。それに基づいてこれから質問に入ります。

トライアル雇用について

これは若年者雇用の問題で、トライアル雇用の件で伺いたいと思います。今、若年者、学校を出てから職を探してもなかなか見つからない。そして、企業もどうしてもすぐ戦力になるものを使いたいという企業と使われる者のタイミングというか、その意思が繋がっていかない部分で、企業として何とか育てていきたいと。企業も育てたいし、使われる者も育てたいというそういう気持ちの中で起きたトライアル雇用だと思うので、その辺でトライアル雇用の要旨と雇用されている期間と助成金と小樽市内の企業として事業者の条件があると思うのですけれども、その辺を聞きたいと思えます。

(経済) 商業労政課長

トライアル雇用についてでございますけれども、市長から一般質問でお答えしたとおりでございますけれども、このトライアル雇用は、若年者の適性や可能性を見極め、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ると、そういった目的の下に行われておまして、例えばフリーターが全国で二百数十万人いると。毎年 10 万人増えるというような傾向が続いているようでございます。

そうした中で、国でフリーターを常雇用にしようということいろいろ考えておりますけれども、このトライアル雇用はその一つのメニューということで力を入れられているといいますが、そういった位置づけにある事業だということに考えております。

期間と助成金のことでございますが、職安を通じて照会されるわけですけれども、求人者と求職者がお見合いをしまして、一致しましたら試しに雇用をします。その期間は最大 3 か月ということになっております。そうしまして、助成金は事業主に対して月 5 万円、ですから 3 か月で 15 万円を限度に支給されるということでございます。

それから、市内企業の条件ということでございますけれども、今ほど言いましたように、職安が窓口になりますので、職安に求職をしている人、そして職安に求人を出している企業、そういったことが前提になりまして、職安がこの企業とこの人がマッチするのではないかと、そういったような条件の中でトライアルされるということです。

成田委員

3 か月で大体方向性というのも、使う方も使われる側も大体わかると思うのです。それで、こういう助成されている企業もそうですし、子供たちもそういう企業に働けることも条件の中の一つに入っていますので、これはどんどん進められるように、企業に P R して、行政としてハローワークにだけお願いするのではなくて、小樽市でもこういう行政区域の中に企業が求めているものというのがあると思うのです。その辺も P R してほしいと思いますので、どういう方法があるか検討していただければと思っています。

( 経済 ) 商業労政課長

あくまでも職安が窓口でございますので、決定権者は職安でございますものの、雇用情勢が厳しいですので、こういったトライアル雇用を含めて事業者を支援するという制度も幾つかございますので、市としてもいろいろな機会に常にパンフレットとかまとめたものを団体に送ったりそういうことはしておりますけれども、いろいろな会議の中でこういうトライアル雇用の状況を話しながら広めていきたいというふうを考えてございます。

成田委員

わからない企業が結構小樽市内にあると思うので、ぜひ進めてやっていただきたいと思います。

未使用住宅について

次に、子育て支援の中で、子供を育てていく中で費用がかなりかかるということで質問させていただきました。そして、持家率も高くなっています。それをお伺いしたいと思いますけれども、持家率の中で現在小樽市内で各諸官庁とも、例えば開発局とか海員学校とか、そういう官舎を利用していない未使用な部分があるわけなのですけれども、その数というのは押さえているのでしょうか。

( 総務 ) 企画政策室長

すべてという部分、具体的にいったいない部分があるのですけれども、開建が管理をしております、今、未使用の桜町にあります住宅、それから日銀が所有しております富岡にある住宅、その二つで申し上げますと、開発の関係では 3 棟 22 戸、日銀の関係では共同住宅的な建物についていえば 4 棟で 16 戸ございます。

成田委員

それと、普通の一般住宅の中で空き家になっている住宅というのもあるのです。それも放置されているような住宅もあるわけですけれども、まだまだ利用ができるという住宅もあるのですけれども、その辺の数というのは、その事務執行状況報告書の中に消防本部で押さえていると書いてあるのですけれども、現在どのような数になっていますか。

消防本部次長

今、その資料を持ってきていないものですから、後ほどお答えします。

成田委員

事務執行状況報告書には、332 件と書いてあります。これだけの数があって、そしてまた開発官舎というのは、私が住んでいる若竹町にもあるのですけれども、そこもかなり空き家になっている未使用の部分があるのです。その数というのは押さえていないわけですか。

(総務) 企画政策室長

先ほど申し上げましたとおり、実は去年、活用について検討した経過がございまして、活用可能というそういった視点から、先ほどの桜町と富岡の住宅を申し上げましたことで、正直言いまして、私もあちこちに警察の住宅であいているところとか幾つか知っている部分があるのですけれども、すべて掌握をしているという状況ではございません。

成田委員

これは小樽市全体の人口対策にもつながってくると思うのです。子育てするのに子供を連れて子供と一緒に一軒家に入って、子供がいくら騒いでも、勉強しやすい環境をつくってやるにも、そういう一軒家でやりたいという親心というのがあると思います。それで、できることなら人口対策の件も兼ねて、空き家、持家を与えてやるような、そしてそういう未使用の部分を活用してやるような、そういう方策を考えていただきたいと思いますが、これはどうでしょうか。

(総務) 企画政策室長

使い方の部分というのはさまざまあるというふうには考えています。実は市の中でも、昨年、開発とか日銀とか含めまして、幾つかがあいているのではなくて、完全に未使用になっている棟についての活用検討をした経過があります。その中で、それぞれの所有者、国なりとも話をしたわけなのですけれども、一つは国の所有のままで市が市営住宅的な目的で使うというのは、なかなかやはり国が持っている目的との兼ね合いからいっても難しいという、そういった結論といいますか、そういった現状というのがあります。それから、もう一つは、仮に公営住宅法に定められた公営住宅としては使えないのかという部分もあるのですけれども、そのためには公営住宅整備基準による大幅な改修が必要という、そういったような困難性といいますか、問題もございまして。ただ、現実的に決してまだそんなに古くない、あるいは使うことが可能ではないだろうかといったような住宅が点在しておりますので、私どもとしてももう一歩進めてその利用の検討には入りたいというふう考えております。

成田委員

ぜひお願いしたいと思います。若竹小学校も生徒が少なくなってしまって、開発の官舎に子供たちがいたときは生徒数も多かったのですけれども、そういうことも兼ねて、学校の適正配置にも絡まされるのかなという心配もありませんので、ぜひ進めていただきたいと思います。

冬期間の除排雪について

また次に、官から民へということで質問させていただきました。その中で冬期間の除排雪の件で、一部一定額を町会に負担させてもらうような、そして今までも事業の中で貸しダンプ制度とか、そういう制度を持ってやっていただいているのですけれども、それを拡大したような形で、何かそういう住民の負担を和らげる、そしてまた町会で責任持ってそういう除排雪をやる。町会にある程度任せてしまうと、そういうことができる施策をつくっていただきたいということで、昨日お願いしたのですけれども、何かあるような感じがします。

(建設) 雪対策課長

今、町会等の負担を軽減できるような方法をという御質問だと思いますけれども、現在、貸しダンプ制度という形で、町会の方が機械を支出して、うちの方でダンプの貸出しを負担して、官民協力という形でやっている貸しダンプ制度というのがございます。これは有効に利用しているわけでありまして、なにぶん毎年毎年その利用に伴いまして、採択いただくという中では、今、委員がおっしゃいました何か新しいことが考えられないのかということでは、私どもの方として今考えておりますのは、同じ貸出しなのですけれども、何とか市で使用しているロータリーをうまく活用して、ロータリーをうちの方で貸出ししながら、少しでも効率のよい形で持って行って、住民の負担を少しでも少なくするような方法は考えられないかということで、今年度モデル地区を設定しながら、そういう方法で1回作業をしてみたいというふう考えています。

成田委員

こういう町会を巻き込んだ、春になればなくなってしまう雪ですから、それはやはり町会でそれをきちんとやっ  
てもらうように、そして小樽市としてもある程度身を楽にするというか、負担を軽くするというか、そして町会で  
責任を持ってもらうという、そういう方向へ持っていくようにね。そして町会というのは隅から隅まで行き届いて  
いるわけです。目が届くわけです。だから、そういうことをきちんとやれる町会をモデル地区として二、三町会に  
お願いすると。それをやれる部分でやってもらえるような方向へ行きたいと思いますので、ぜひ内部の話を進めて  
いただきたいと思います。

市長、これは市の財政がひっ迫しているときですから、町会にお願いすると町会も協力してくれると思うのです。  
ぜひ小樽市の財政がこのようなひっ迫状況にあるのだと。市の職員も給料を減らしているのだと。市議員も減っ  
たのだということで、その辺も含めて町会の町民のためにやっている事業ですから、何とかやれる方法を考えてい  
ただきたいと思いますけれども、市長、どうでしょうか。

市長

昨日の質問でもお答えしましたけれども、他都市の状況、いい除排雪をしているすばらしいところもあるわけな  
ので、そういうところを参考にぜひ取り組んでいきたいと、このように思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

-----  
斉藤（陽）委員

シルバー人材センターの仕事の割り振りについて

私も代表質問の関連で、シルバー人材センターの仕事の割り振りについてお伺いしたいと思います。

会員間のいわゆる個人的な不平・不満というそういうレベルではなくて、センターの役割の基本という観点から  
伺いたいと思います。

まず、代表質問の市長答弁でもお答えいただいたのですけれども、会員の就業機会を平等に確保するというこ  
とについては、センターにおいてはすべての会員が希望する仕事につけると、これが一番の目的だと思います。それ  
から就業日数、配分金が会員間で平準化している、そういうことが基本とされているということでございます。

まず、お伺いしますけれども、平成 16 年度の各月ごとの未就業会員数、その月に 1 回も仕事をしなかった会員の  
数、それと毎月末の会員数に対する割合、それからその推移、またこの割合を年度を通じて平均した場合どのぐら  
いになるのかということをお聞きしたいと思います。

（経済）商業労政課長

シルバー人材センターについてですけれども、最初に各月ごとの未就業者数ということでございますけれども、  
16 年度で申し上げますと、未就労会員の数でございますが、4 月 309 名、5 月 304 名、6 月 277 名、7 月 261 名、  
8 月 262 名、9 月 289 名、10 月 297 名、11 月 306 名、12 月 379 名、1 月 401 名、2 月 398 名、3 月 382 名とい  
うことになってございます。今言いました各月の未就業者の人数でございますけれども、割合といたしましては、各  
月 30 パーセント後半から 50 パーセント台ということで推移しておりまして、時期的に言いますと、12 月以降、1  
月、2 月、3 月が未就業の方が 5 割強いるというのが特徴だと思います。それから、年度でどうなのだというこ  
とでございまして、年度では、年度末でいいますと、会員数は 16 年度末で 692 名でございます。それから、就労し  
た方が 556 名、未就労の方が 136 名というふうになっておりまして、割り算いたしますと、トータルで未就労の方  
で割りますと約 20 パーセントということで、未就労の方は 20 パーセントいらっしゃるということになります。

ただ、前段で申し上げました 4 月以降の毎月の数字が 300 人とか 400 人とかというふうに申し上げましたけれ  
ども、トータルですと 136 人というのはかなりかい離しますけれども、ある会員の方は冬の時期しか仕事をしない

とか、春先に草むしりの仕事をするとか、そういった時期的にある時期にしか仕事しないとありますが、そういう方がかなり多くいるものですから、月ごとに見ていくと 3 割とか 4 割の未就労の方がいると。トータルで言えば、何月かに働いているということがありますので、トータル的には 20 パーセントの未就労の方がいるということが言えるかと思えます。

斉藤（陽）委員

未就労の率が予想していたよりもかなり高いという気がします。

次に、この理由なのですけれども、1 か月に一つも仕事をしなかったという理由なのですが、そもそも仕事がなくできなかった、仕事の紹介、提供そのものがなかったのか、それともいろいろな事情があって、仕事はあったけれども、体の調子が悪かったとか、自分に適する仕事でなかったとか、そういった本人理由とありますが、そういうもので仕事をしなかったのか、その理由についてはどうでしょうか。

（経済）商業労政課長

未就業の方の仕事につかなかった理由ということでございますけれども、今、委員がおっしゃったように、高齢の方も中にはいます。会員の方には 90 代の方もいるということで、なかなかそういう方にいろいろな多様な仕事を紹介できないというのも部分的でございますが、そういう話も聞いております。それから、今、例えでおっしゃったように、高齢の方がいますので、病気であるとか、通院中であるとか、仕事をあっせんしてもらっても、たまたま今通院しているからできないとか、そういうような例も随分あるそうでございます。それから、本人でなくても老人世帯の方もいますので、配偶者の方が今病気なりで介護しなければならないとか、そういったようなこともございますけれども、一番大きいのは本人の希望する職種がないということも、その未就業ということの理由の一つということではあると思えますけれども、シルバー人材センターとしては、未就業の理由を理由別にまとめているとかということはありませんで、今申し上げたようなことがあって、2 割という数字が出ておりますというふうに考えております。

斉藤（陽）委員

この点については、ぜひ統計的な処理とありますが、まとめてほしいと。今まとめていないということだったのですが、どういう理由で仕事を未就業になっているのかという部分もきちんとチェックしておいてほしいというふうに思います。

次に、この受注件数との関係です。仕事の未就業の方が結構いるというのは、仕事の件数が少ないのでそれで未就業になってしまうのかという部分で、受注件数が多い月には未就業者が減っていくというか、そういう傾向が年間通した場合に見られるのですけれども、この辺はどうでしょうか。

（経済）商業労政課長

今おっしゃったように、受注件数が多ければ未就業の方が減少すると思いますが、2 割が 1 割になるというお話はそのとおりだと思います。ですから、今よりももっと仕事があれば、未就業の方は減るというふうに考えますけれども、先ほど言いましたように、いわゆるマッチしないという部分、本人が気に入らないとありますが、そういう部分もございまして、そのほかの理由も先ほど述べましたけれども、そういった理由もあって未就業者がなかなか減らないという現状はあると思えます。こういった中で就業創出員という方も頑張っていますけれども、なかなか受注の拡大という部分では、全体の雇用の厳しさということもございまして、思ったようにはかどらない部分も確かにございます。

斉藤（陽）委員

もちろん頑張っているのだとは思いますが。

次に、今までの未就業とまた逆の面なのですけれども、年間で 1 人の会員が繰り返し仕事をすると思いますが、そういう日数の最高と最低というか、最高はかなりあるのでしょうかけれども、最低はゼロでしょう。いわゆる長期

就業といいますが、重ねて 1 人の方が何回も仕事をしてしまうと、逆に独占するような形になると。これは是正ということなのですが、まず最高と最低、1 人の方が繰り返し仕事をする日数の分布といいますが、どの辺の日数に何人ぐらいいるということはどうでしょうか。

( 経済 ) 商業労政課長

1 人のシルバーの会員の方が年間何日ぐらい仕事をする、あるいはどういうくらいの仕事をした方がどういう層にいるかという御質問かと思えますけれども、先ほど未就業のところでも申し上げましたが、データとしてはあるのですけれども、資料として整理されていないということで、今すべてにお答えできないのが実情でございます。ただ、年間最高最低というよりも一つのデータといたしまして、平均的にはどうだということでしたら 6 万 1,000 延べ日数働いておりまして、会員が 692 名というデータがございますので、それを割り返しますと、平均的に 88 日という数字が出てまいります。なおかつ、就業した方だけで割り返しますと、年間 110 日ということになりまして、日数的には計算されるところでございます。ただ、留意しなければならないのは、この計算の仕方ですけれども、例えば同じ会員の方が午前中どこかのお宅へ行って午後にまた違う仕事をしたというのは 2 人というふうに数えるということでありまして、それから会員のとらえ方も、脱会した会員もカウントするという統計がございますので、一般的に言う 1 人何日ぐらいという数字よりも大きく出ているというような状況でございます。今、委員から御指摘がございました未就業の実態の把握と、あるいはそれとあわせて、1 人当たりの仕事はどうなのだという統計資料的には、おっしゃるように、もう少し整備して統計的に分析したいというふうには思っております。

斉藤 ( 陽 ) 委員

先ほどの要するに 1 か月 1 日も働かない人が何百人もいるのに対して、1 人の人が 100 日も働くというのは、かなり偏っているのではないかなという、これは多く出るという話ですけれども、それにしてもちょっとかい離が大きすぎるなという気がします。

もう一つの面で、今は日数的なものを伺ったのですけれども、今度は 1 人の会員が 1 年間に得る配分金の額、要するに普通で言うと給料といいますが、収入の部分なのですが、1 人の会員の方がどのくらい平均で配分金をいただいているのかということはどうでしょうか。

( 経済 ) 商業労政課長

1 人の会員の方が平均的に年間どのくらいの配分金をもらうかというようなことでございますけれども、16 年度で申し上げますと、小樽のシルバー人材センターの配分金というのは 2 億 2,400 万円ほどございます。それを先ほども申し上げたかと思いますが、年度末の会員数 692 という数字を使って割り返しますと、1 年間平均 32 万 5,000 円の月約 2 万 7,000 円ということになります。それから、未就業者 2 割の方を除きますと、同じく母数は 2 億 2,400 万円ですけれども、556 人ということで、これで割りますと 40 万 5,000 円、月にしますと 3 万 4,000 円前後になります。それから最高額につきましては、これは 1 月から 12 月までの暦年というふうに聞いておりますけれども、16 年度で申し上げますと 188 万 2,000 円の方が一番多いということで、これも先ほど申し上げましたように、統計的にまだ整理されていない部分はございますが、100 万円以上という方では 35 名いらっしゃるということになっていきます。

斉藤 ( 陽 ) 委員

ゼロの方が相当数いらっしゃる割には、結構頑張っている方は頑張っているという、そういう実態が見えると思えます。

次に、答弁をいただいた中に、今年度中に未就業会員へのアンケート調査を実施したいということがあったのですが、具体的にどのような内容を聞かれるのか。それから、対象としてはどのような方にアンケートをするのか、何人くらい聞くのか、また調査方法、面接とか調査票の郵送だとか、あるいは電話だとか、いろんな調査方法あると思えますけれども、それから期間、どのくらいの期間で行われるのか、また時期はいつごろなのか、本年度中と



いうことでしたので、伺いたいと思います。

( 経済 ) 商業労政課長

アンケート調査についての幾つかの御質問ですけれども、内容、対象あるいは郵送なのかどうなのか、期間、時期等のことをごさいますけれども、未就業者の方が前段で申し上げました 136 人年度末でいらっしゃる。20 パーセントいらっしゃるということで、こういった未就業の方を中心にアンケートをするという考え方が一つです。それから、シルバーの業務全体の状況、会員の意識と申しますが、そういったものをとらえるということで、あるいは全員にアンケート調査をして資料を得るという考え方もございます。しかしながら、市長からお答えしておりますけれども、今年じゅうに検討委員会的なものを立ち上げるという動きもございますし、アンケートもその中で考えているということもございますが、郵送方法だとか、おっしゃった時期、具体的な内容ということでは、まだその調査項目が具体的になっておりませんので、今まで御指摘がございました現状の分析といったものもしっかりしながら、今年度中には着手をしたいというようなことでございます。

斉藤(陽)委員

このアンケートは非常に重要だと思しますので、注目していきたいと思しますので、ぜひ内容の深いアンケートを行っていただきたいと思します。

次に、未就業会員をできるだけ少なくすると。なるべく全員が仕事ができるというのが理想だと思うのですが、それと今聞きました長期就業、1 人の方がどんどん仕事をしてしまうといいますが、そういうのが表裏一体になっているということで、根本的な対策というのは会員の就業意欲が持てるような仕事、就業希望の高い仕事を、いろいろな多様性のある仕事をできるだけたくさん受注をしていくということが大事なだろうと思うのですが、ちょっと具体的に例を挙げて、介護ですとか福祉、子育て支援、そういった分野、非常に今これからニーズが多いといいますが、高い分野だと思しますが、これへの取組というのは、どうされているのでしょうか。

( 経済 ) 商業労政課長

意欲を持てるような仕事を受注するというので、具体的に介護・福祉分野ということでお話でございますけれども、先ほども述べましたけれども、就業のための創出員という方が専門に毎日稼働してまして、いろいろな企業を訪問したり、販路開拓ということで一生懸命やっております。具体的に 16 年度の事業で申し上げますと、福祉関連では訪問介護事業所、これを市内の 20 か所ですけれども、訪問いたしまして、シルバーのできる仕事の説明とか、その企業の状況とかを聞いて回っております。結果的には、この福祉分野では 1 件しか成約といいますが、受注はとれなかったわけですけれども、それ以外の分野でも同じような形をとりまして、受注の拡大の取組といったことをやっております。

それから、受注の拡大ということでは、代表質問で申し上げたとおりですけれども、パンフレットを郵送したり、イベントとかフェアでの市民 P R、それから新聞折り込みも 16 年度は 2 回やったとかということもございまして、今後とも充実させていきたいということで考えているということでございます。

斉藤(陽)委員

それで資料を出していただいているのですけれども、職別の事業実績というのと、それから会員の登録状況というのを 2 種類出していただきました。職別の会員構成、これを見ますと、技術群、技能群、事務整理群、管理群、七つぐらい群がありまして、それぞれに一番右側の端を見ると構成比率というか、構成比がパーセンテージで出ていると、そういう表なのですが、これと 2 枚目の会員数、月別の会員数の登録状況、これも技術群とか、技能群とか、いわゆる職群別に月別の会員数の数字がずっとあるわけですけれども、これをよくよく見比べますと、会員構成で軽作業が 4 割弱、その他技能、事務整理、そういったところが大体 2 枚目の会員数の数をずっと見ていきますと、軽作業がかなり多いと。その次、技能で、事務整理とか、管理とか、サービスと大体 1 割から 2 割の間にあるという感じなのです。1 枚目に戻って実績を見ると、軽作業がぐんと突出しているというか、6 割方軽作業が

多くて、管理のところは 2 割ぐらいで、あとは 1 けた台といいますが、パーセンテージが 1 けたになってしまうという感じなのですが、これは明らかに会員数に対して実績というのはかなりかい離しているといいますが、偏っているのではないかということとは、会員の希望する仕事に合致していないということが、この辺を見ると非常に現れているのではないかと思うのですが、この辺はどうですか。

( 経済 ) 商業労政課長

提出いたしました資料は、シルバー人材センターの紹介資料ということでそのままコピーさせていただきました。

今、御指摘がございました会員の要望、それと受注の職種というか、かい離しているのではないかと、それが就業にも結びつかないのではないかと、未就業者の発生になるというような趣旨だと思いますけれども、今、委員がおっしゃったように 1 枚目の資料は、16 年度で仕事をした実績ということを職群別に整理したものでありまして、2 枚目の資料はシルバーの 692 名の会員にアンケートといいますが、要望を聞いて、あなたはどのような職群につきたいかといった資料でございます。

おっしゃったように、実績と会員の方の要望というのは一致しないところが多くて、例えばサービス群というのを見ますと、1 枚目の資料の一番左下のトータルが 4,253 件ということで受注件数がございまして、サービス群というのは 123 件しかございません。ですから、割り返しますと 2.9 パーセントの実績しかないわけですが、一方 2 枚目のサービス群を見ますと、要望している方は 692 名のうちの 98 名、割合では 14.1 パーセントになるかと思いますが、2.9 と 14.1 ということでかい離しているという実態は数字を見てもわかると思います。ただ、こういった社会情勢ですので、シルバーとしてもいろいろ努力はしてございますけれども、いわゆる需要と供給のバランスと、それをなるべく解消したいというのは今まで申し上げてきましたけれども、努力した中でもこういった実態であるということで、要望とその実績というものをなるべく解消していきたいというスタンスではあります。

斉藤 ( 陽 ) 委員

ですから、課題として、ミスマッチをマッチさせるためにはどうしたらいいかということ、そのかい離している職群について、仕事の受注が増えるように具体的にプッシュしていけばいいということは明らかだと思うのです。働きたいと言っている方がかなりいるわけですから、そこに仕事を用意するという努力が大事だと思うのです。

それで、企業向けあるいは一般の家庭といいますが、市民向けにもっと具体的にこういう仕事ができますというような仕事内容まで踏み込んだ発注を促すようなアピールというか、そういったものが一般的なシルバー人材センターにありますという折り込みも無駄ではないと思うのですが、シルバー人材センターの名前は知っているけれども、何をしてくれるのかという具体的なところをもっとアピールしていったらどうかと。またどうやって頼んだらいいのかわからないとか、市民にとっては名前は聞いたことはあるけれども、ちょっとあまり身近でないという意識かと思うので、これは直接小樽市が運営しているわけではないのですが、いろいろな形でアドバイスをするとか、応援するということは市としてもぜひやっていただきたいと思うのですが、これは今後の高齢者の仕事といいますが、ただ仕事ではなくて、生き方というか、人生、小樽のまちづくりに非常に大事なことだと思うので、ぜひ市としても力を入れていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

( 経済 ) 商業労政課長

仕事の内容にもっと踏み込んで具体的な PR ということは、おっしゃるとおりだと思います。ただ、全体的には前段でもいろいろやりとりがございまして、未就業の方は約 2 割というふうに申し上げましたけれども、これが主要都市の中で小樽が突出して多いということではございませんし、また上位の方ということでもないので、主要都市の平均的な数字で特別な特色はないというふうに考えております。ただ、基本はシルバーは皆さんが平等に仕事につくということでございますので、限りなく 100 パーセントに近づくように努力をいろいろな面でしていかなければならないというのは、おっしゃるとおりだと思います。そういった就業指導員、こういった方の活動の仕方も委員から御指摘のあったことも踏まえて、受注の掘り起こしということでやっていただきたいですし、市とし

てもいろいろな協力を、職安などの情報もいただきながら取り組みたいということでは考えております。

佐藤委員

車両事故にかかわる報告について

専決処分事項、そのうちの車両事故にかかわる報告、これが今回 4 件上がってきました。前から指摘はしたのですけれども、どうもなかなか減らないということで、何らかの方策を考えていかなければならないだろう。一つには、2 月に起きた車両事故が上がってきている。なぜこの時期に上がってきているかという理由を教えてください。

建設部関野次長

2 月 17 日に建設部のトラックが車両衝突事故を起こしました。それにつきましては、2 月 17 日に緑 3 丁目 2 番道路地先で市の直営の排雪作業を行って、

佐藤委員

中身はいいから、何で今上がってきたのか。

建設部関野次長

今ですか。これにつきましては、事故があった後、相手の車が使用しておりまして、相手側の方の都合がございまして処理する時間にすぐできないということで、時間がかかったということです。

佐藤委員

その前はどうか、走っているのは公用車なのでしょう。

建設部関野次長

2 月 17 日の方についてはトンボハイヤーです。

佐藤委員

建設部は、2 月に二つあるでしょう。

建設部関野次長

2 月 21 日の方につきましては、潮見台 1 丁目 6 番地で事故を起こした分でございます。これについては、保冷車に衝突したものでございます。これにつきましても、保冷車が業務で使っておりまして、すぐ直せないということで相手の方からの申し出の中で直す時期が遅れたということで、今回直すことに確定しまして、今回直したということです。

佐藤委員

こちらで賠償金が払われたというものは、一方的にこっちが悪いものだけが上がってくるわけですね。だから、向こうが悪いものは上がってこないのでしょうか。それはそれでいいのですけれども、年間どのぐらいの自動車事故というのがあるのですか。去年あたりの統計はありますか。

( 財政 ) 契約管財課長

昨年の事故件数で言いますと 14 件です。今年は今回の専決処分をまだ入れないで言いますと 7 件という状況になってございます。

佐藤委員

これは車両保険から払われるわけですね。どういう保険に入って年間幾ら掛けているのか。

( 財政 ) 契約管財課長

16 年度で申しますと、保険金額 360 万円ほど、17 年度では 340 万円ほどというふうになってございます。

佐藤委員

事故を起こすと保険金は高くなると思うのですけれども、減免なんかはなくなるらないのですか。事故の起こし方によって毎年違うのですか。

( 財政 ) 契約管財課長

その辺はきちんとしたお答えにならないのかもしれませんが、そういったものもろもろ含めまして、年間大体三百数十万円で推移しているということになっております。

佐藤委員

報告の中で、いわゆるブレーキかけたけれども外れて下に落ちていってぶつかったという話もあるので、ブレーキが外れたのなら、車両故障なのか、あるいはかけたと思ったけれどもかけなかったのか、外れるようにかけたのか、こういう調査はしているのですか。

( 環境 ) 五十嵐副参事

今、御指摘の件なのですが、環境部の軽トラックの件だと思うのですが、本人についてはサイドブレーキをかけたということで、それが外れたということで確認しております。

佐藤委員

かけて外れたら、三菱のトラックが何かわかりませんが、欠陥車両でないの、それ。それは修理工場に出したり、そのメーカーに尋ねたりしているのですか。

( 環境 ) 五十嵐副参事

今の件ですが十分にかけたのか、中途半端だったのか、そのあたりは帰ってきてから軽微な、こちらの方の損傷が大したことなかったものですから、小さな坂でやったところ、そのときは外れるということはなかったという部分です。ですから、例えば十分にかかっていなかったのかなという部分もあるのですけれども、ちょっとそのあたりは本人はかけたと言っておりますので、そういう事実関係でございました。

佐藤委員

ブレーキはちゃんとかければ絶対外れるわけないです。そういうブレーキのかけ方はブレーキかけたと言わない。ですから、ブレーキを引っ張ってやれば落ちるようなブレーキは今ありません。こういうことを再三再四言っているのだけれども、きちんとこの際調査すべきだと思うのです。各部に任せておくと、部ごとに仕方ないということで済んでしまう。一つは、どういう状況でどういうふうになったかという調査をしていただきたい。それで、一方的に悪かった場合は、やはりそれだけの処分をしていただきたい。この意見どうですか。

( 総務 ) 職員課長

これまでも交通事故につきましては、公務員の場合は重たいということがございまして、公務・私事にかかわらず事故が起きた場合には、所属を通じて事故報告を上げていただいております。その中で、例えば職員が悪い場合ですけれども、基本的には職員の交通事故審査委員会にかけて注意をするという形になります。ただし、法令に反するような行為があった場合につきましては、懲戒の方に回すということで、処分を行う形になります。今、言われたとおり、最近、一般職の運転も導入されたという経過もあるのですけれども、若干多いということがあります。とりあえず、契約管財課の方では安全運転の講習会を徹底するとともに、今言われた部分のすべてを原部に任せるのではなくて、一定程度こちらからも再調査といいますが、そういうふうにするようなシステムにしたいと思いません。

佐藤委員

どの部門でやるかは別にしても、やはりきちんと検証すべきものは検証しなければいけないと思うのです。人命にかかわらなかつたからよかつたですけれども、もし人命にかかわるようなことがあったら大変ですから、やはり引き締めていただきたいと。もう一つは、これだけお金が出ているのですから、広報おたるか何かに事故処分金額として載せていただきたい。いかがですか。

財政部長

委員会という中で賠償の額とかを評価して査定もしているということでございますので、我々の方でそういった

金額、年度間どれぐらいどういう件数があったということ、どういう形で出していくのがいいか、工夫をさせていただきたいと思います。

佐藤委員

こういうことも市民に周知していかなければいけないことなのだ。名前とか所属はいいですけども、やはりこういう事故があったぐらいのことで、幾ら払ったぐらいのことは出していただきたいと要望しておきます。

振り込め詐欺について

もう一つ、次は振り込め詐欺についてです。詐欺商法に関しましては、いろいろな詐欺商法あるようですが、どのような実態になっていますか。

(市民)生活安全課長

振り込め詐欺についてでございますけれども、振り込め詐欺という部分は総称というふうにお考えいただきたいと思います。俗に言うおれおれ詐欺、それからインターネット、携帯電話等々を使ったというような架空請求による部分、それと融資をするために保証金を出せば融資をしますという部分、それとこれはほとんど事例がないのだらうと思うのですが、誘拐偽装というような部分の四つを総称して振り込め詐欺という形で警察庁の方で発表してございます。

佐藤委員

こういうのを配布されて見ていたのですが、このごろはこのほかにもインターネットなんかで振り込め詐欺みたいのがありますよね。今、小樽に寄せられている振り込め詐欺という件数がわかりましたら教えていただきたいと思います。

(市民)生活安全課長

件数という部分についてでございますけれども、私どもの消費者センターへの相談の件数ということでよろしいでしょうか。

佐藤委員

いいです。

(市民)生活安全課長

振り込め詐欺の件数でございますけれども、おれおれ詐欺と統計上の関係でございますけれども、今年度4月から8月末でございますが、保証金詐欺を合わせて11件ということでございます。それから、架空請求、いわばインターネット、携帯電話等々の請求が同じく4月から8月までで305件という件数になります。

佐藤委員

これは金額も出ていますか。無理かな。

(市民)生活安全課長

今申し上げたのは、消費者センターへの相談件数ということでございまして、金額という部分については消費者センターの方では把握してございません。

佐藤委員

それで、多様化してしまっていて、いろいろ出てくるので、何か消費者センターだけでなく窓口はどうなのですかね。相談窓口とかいろいろなことで設ける必要はないのでしょうか。あるいは金額の把握とか、個々の事例とかについて詳しく相談できる窓口というのは、必要ないでしょうか。

(市民)生活安全課長

先ほど消費者センターの方では、相談の件数だけで話をさせていただきました。金額の関係でございますが、これにつきましては、警察の方でいわば詐欺事件というような形での押さえが一定程度できてございまして、これも今年1月から9月までのおれおれ詐欺の件数が29件、金額にしまして約3,100万円ほどの詐欺事件ということにな

っています。それから、保証金詐欺につきましては 3 件の 300 万円ほど、それから架空請求については 5 件の 400 万円ほどとなっております。

これらの相談窓口という部分でございますけれども、まずうちの方で持っている消費者センターの相談、これは架空請求でクリーンオフできる、あるいは解約できる、そういうような相談なり指導をさせていただいています。それから、これは警察の方にも同じように相談窓口でございますし、各消費者協会、防犯協会の方での窓口という部分がございます。

それで、これらの横の連携のお話を今おっしゃっているのだらうと思いますので、この相談窓口という部分を話させていただきますけれども、実は 4 月 30 日に小樽警察署、防犯協会、それと各郵便局と各市内の金融機関、銀行、信用金庫、これらが金融機関等防犯連絡協議会という組織を立ち上げてございます。これらにつきましては、実際に、お年寄りが多いのですけれども、お金を大量におろした場合に、銀行の窓口の直接担当が疑問に思ったり不審に思ったりしたら声をかけながら、一番最後の水際のところまで未然に防ぐというような考え方を持って組織したところです。これにつきましては、私ども消費者センター、市の方もそうですし、老人クラブ、市老人クラブ連合会、それから防犯協会の方々という形で参加をしてございまして、先ほどの相談の部分についていいますと、警察あるいはこれらの部分のどこにあっても適切な対応をとれるような形で横の連携をとってございます。それらが、相談窓口とまで言うかどうかの問題はありますけれども、そういう横のネットワークは持ってございます。

佐藤委員

新病院の問題について

次、新病院の問題ですけれども、あの地区の遊休地というのはどのぐらいの面積があるのですか。

(総務) 企画政策室木村主幹

今、活用した部分も含めてでございましょうか。

佐藤委員

いや、3.8 ヘクタールの部分の。

(総務) 企画政策室木村主幹

未利用地については、今回は 3.8 ヘクタールでございます。

佐藤委員

アクセスについて私は尋ねただけけれども、あまり必要ないような話だったのだけれども、どうなのですか。現在 1 日の交通量とか、そういうところの数字について調べたことはあるのですか。

(建設) 都市計画課長

交通量につきましては、旧マイカルがオープンした後、周辺の道路の交通量を実測しておりまして、札幌バイパスにつきましては、これは平成 11 年 10 月の交通量調査ですが、平日で 1 万 7,900 台、休日で 3 万 2,300 台、国道 5 号につきましては、ちょうど若竹交差点の近くですが、平日で 3 万 7,500 台、休日で 4 万台、臨港線につきましては平日で 3 万 1,400 台、休日で 3 万 9,800 台、周辺の小樽港縦貫線ですが、平日で 1 万 6,900 台、休日で 1 万 9,300 台という調査結果がございます。

佐藤委員

実際、私たちが行って見て、高速に上がる手前から左に曲がってマイカルに入っていくのですけれども、休日になると信号を三、四回待たなければ入っていけないという状況なのです。その辺のこともありまして、あそこにいわずに一大商圈ができるとしたら、根本的に交通の流れが変わってくるのではないかと思うのですが、いかがですか。

(建設) 都市計画課長

基本的にですが、病院につきましては、平日の交通発生が主となって、あと商業施設については休日になります。

そういうことで、病院だけで言いますと、交通量でも重なることがないので、大きな交通の影響はないと考えてございます。また、現在のベイシティが物すごく大きい発生になりますので、それに比べて先ほど申しました遊休地につきましては、4ヘクタール程度という比較すると結構小さい面積になりますので、それほど大きな渋滞等の問題は発生しないというふうに考えてございます。ただ、先ほど臨港線からの左折車線について、渋滞がたぶん休日を中心に見られるということですが、これに関しては交差点の信号の問題とか、さまざまな問題もありますので、これにつきましては公安委員会などとも協議しながら、問題について検討していきたいというふうに考えてございます。

佐藤委員

漠然としてはいますけれども、あそこに病院が建った場合の全体像はどのように考えていますか。たぶん商圏が多くなって出てくるのだろうと思うのですが、その辺のことを考えている方はいますか。

(総務)企画政策室長

先ほどに関連いたしますけれども、あの地域に病院を建てるということになりますと、あの地域の利用形態そのものも含めて検討していかなければならないというふうに考えております。現状、その病院の位置をどこにするのか、あるいは出入口をどういうふうにつくっていくのか、これは救急も含めてなのですけれども、そういったことを含めて今後の検討、現段階ではまだあそこに病院を建てるためにどういう手だてが必要なのかというところから立ち上げておりますけれども、当然これ以降についてはそういった交通量の全体的流れ、そういったものを含めて検討していかなければならないというふうに考えておりますので、今お話のあった部分につきましては、課題として私どもとして受け取らせていただきたいというふうに思っております。

佐藤委員

お願いしたいのは、高速の上り口の橋りょうが地震か何かの耐震の構造ができていないので、確かに2年ぐらい後に取り壊して工事にかかるはずですね。今デンコードーから流れていくような道の2車線しかありませんから、そのときに、それをちょっと広くするとか、そういうことも考えられるのではないかと思うのですが、その辺いかがですか。

(建設)都市計画課長

勝納二線橋につきましては、今年度からの事業着手になりまして、およそ2年後から本工事、橋りょうのかけかえ事業に入るというように聞いてございます。また、下に市道の機関庫前通線がありますけれども、実はあの機関庫前通線につきましては、交差点が非常に変則になっていて、非常に危ない状況になっております。その中でそこにちょっと交通量を多く流すというのは非常に問題があると考えてございます。なかなか機関庫前通線を例えば車線数を増やすとか、これ以上の形にはなりにくいという状況だと思います。

佐藤委員

あともう一つは、これはなかなかできないのだけれども、若竹町の人方は築港の通路をってからなかなかマイカルに行けないのです。商品を買っているポスフルの方は港を見て一番左側の方にあるから、かなりの距離を歩くことになるので、あの辺の歩道とかあるいは車道を横断していくことができる可能性はあるのかなのか、この辺はどうお考えでしょうか。

総務部長

実は開発をやったときの経緯からいきますと、例えば国道側からあの地区にアンダーパスの検討もしたのですが、国道から当該地までの距離が短いので、どんと入ってどんと出てくるような設計になるということで、地下道はまずほとんど難しいということ。それから、旧国鉄、いわゆるJR北海道としては、あそこは昔踏切があったのですが、それをなくして二線橋になっていると。そういう経緯も含めて、JR線の平面横断というのですか、踏切をつけて道路をつけるというのは、基本的にJRの方針としては現在とっていないと。こういったこと

からすると、今の道路をそのまま、車両交通という意味での道路を平面で国道側から開発地域の方まで今持っているのは、極めて難しかったというのが現状でございます。したがって、いわゆるマリノードという、あいう空中歩道をつくって、徒歩の方については利便性、エレベーターをつけたりなんなりしながら渡ってもらう、車については回ってもらうというようなそういった形にならざるを得なかったと、こういうことなので、これからも改めて新たな国道側からのアクセスについては、かなり難しい問題かというふうには感じております。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 48 分

再開 午後 4 時 10 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

平成会。

-----  
大島委員

昨日、一般質問をいたしまして、市長あるいは教育長、関係者の皆様方に御答弁をいただきました。

市長、教育長の答弁について

まず、私は市長答弁を聞いておりました非常に残念だと思ったのは、市長の答弁は原課の皆様方が書きます。それを答弁されるのは市長ですけれども、昨日の私の質問についてはあまりにも現場と違いすぎた。昨日も申しましたけれども、私は、このようにアスベストの関係で 8 校全部見て、このように写真を撮ってきております。この一つ一つと比べてみても、あまりにも市長の答弁が違いすぎるといことで、市長、これからの答弁については、原課から出てきたものを本当なのかどうなのか、それをこれからも検討していただきたいと、そのように思っております。これは答弁は要りません。

市長

本会議で答弁する前に、事前に原課の方と打合せをしておいておりますので、原課のものを丸々そのとおりという話をしているということではなくて、現場の話を聞いて、私も疑問に思うことは訂正をしながらやっておりますので、すべて全部原課の丸のみしてお話しているということではありませんので、それは御理解をいただきたいと思っております。

大島委員

それは了解しました。しかし、昨日の答弁については、あまりにも違いすぎます。これだけは私は指摘しておきます。

それから、教育長についても、アスベストの関係で体育館の問題あるいはその後の学校の問題、これは答弁をいただきました。そしてまた、再質問も、再々質問までいたしました。

昨日の質問の中では、教育長に体育館利用者や市民の意見に聞く耳を持ってほしいということで、ちょっと嫌らしい例えで質問させていただきました。そして昨日は、その後、再々質問までさせていただきまして、その質問の内容を今朝じっくり見てきました。そこで見えてきたのは、これは私の感想です。丁寧な言葉の答弁と非常に親切な御答弁をいただいておりますけれども、私は教育長の言葉から子供に対する姿勢が感じられなかったのです。ということで、教育長はどちらの方に顔を向いているのかというふうに、これは私の率直な意見でございますので、それは物の見方、考え方はそれぞれの育ちや何かで違います。私はそういうふう感じておりました。

先ほどの指導室長のだれかの答弁の中にも、見て確認をしていると、道徳の問題でそういう言葉がございました。



私は見て確認をするという部分は非常に大事だと思います。アスベストの問題で現場を見ましたかと。いや、見たと。工事前、工事中、それから受入れ校、現場の終わった後も見ましたと。現場はどうでしたかと聞いたら、いや、中まで入れなかった。そこなのです、私が大事にしているのは。教育長に求めたいのは。実際に子供たちは勉強する教室の中、工事中ですよ。けれども、ドア越しではなくて、もう一步踏み込んで、その工事の実態を私は見てほしかったと、そのように改めてまた言わせてもらいました。やはり教育長という立場で、一番は子供たちなのだということに顔を向けてこれから直に当たっていただきたいと要望しておきます。

水族館の新築について

それから、市長に初めに 1 点お聞きします。水族館の問題で質問させてもらいました。この財政が苦しいのに、何で水族館の新築だと思われる市民の声が聞こえてきます。しかし、水族館の建設については、小樽市は 51 パーセントの出資をしておりますけれども、建築に当たっての財政的な負担は今までもなかったと思います。あるのは財務保証負担、これだけだったと思うのですけれども、こういうふうに助成金を出していないということを確認していただきたく思っているのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

( 経済 ) 観光振興室長

水族館の件でございますが、これまでイルカスタジアム、海獣公園、上りのエスカレーター、こういったものの設置の建設費に関しまして、小樽市の方で補助金等で支援をしたということはありません。

大畠委員

あくまでも小樽市は財務保証負担ということで、保証人の立場だと思うのです。そういうことで、先日も関係者とお会いしましていろいろお話を聞きましたら、水族館自体で新築して払っていけるという計算をしているやにも聞いておりますので、水族館建設については一般質問で質問したとおり進んでいるようでございますので、よろしくお願いをいたします。

アスベスト工事について

再々質問でもしましたけれども、小中学校の工事前の濃度測定値の調査をしたということでございます。これは若竹小学校の父母に対する説明会で渡された資料だと思いますけれども、濃度測定の測定結果については 8 月末までに結果を取りまとめる予定であると、そういうふうに質問されております。これはいつ、どのようにして報告を受けたのか、これがまず一点。まとめてお聞きします。

それから、再々質問で、部長はその濃度の測定については、機種、気温、機器によって、また環境、温度によって濃度は違うと、測定値が違うということでございますけれども、それではどこのメーカーの機械を使って、どうということが国の基準値に当てはまるのか。まず、この 2 点をお聞かせください。

( 教育 ) 総務管理課長

空气中濃度測定の工事前の結果報告につきましては、最終的に 9 月 26 日に受けております。

( 建設 ) 建築住宅課長

アスベスト粉じん濃度測定の測定機器等の件ですけれども、申しわけないのですが、手元に詳しい資料を持ち合わせておりませんので、詳しく説明できませんが、決められた基準によりまして測定することになっておりまして、それぞれそういう測定機関はその基準に応じて測定しております。

大畠委員

今、聞き取れなかったのですけれども、それぞれの何ですか。それぞれの何とおっしゃったのですか。

( 建設 ) 建築住宅課長

それぞれの作業環境測定機関です。

建設部長

まず、基本的に国で検査する方法が決められております。それは要施行というようになりますけれども、その中

で試薬、要するに薬を添加して調査をするというふうに聞いていまして、その試薬によっては値が変わることがあるということで答弁をしました。

大島委員

それでは、例えば A という試薬、B という試薬を使った場合に、それぞれの基準になる測定値というのはあるのですか。

建設部長

この場にそのデータを持ち合わせしておりませんので、後ほどお示しをしたいと思います。

大島委員

それで、後ほどで結構ですから、その資料を要望いたします。

それから、またこの報告書に対して市民や父母から見せてほしいという要望書が来たと思うのですが、これについてはどのぐらい寄せられていますか。そしてまた、報告書が 8 月末ということでこれでは説明をしているのですけれども、できてきたのはいつですか。その点についてお伺いします。

(教育) 総務管理課長

先ほど答弁申し上げましたけれども、8 月いっぱいということで業者と約束していたのですけれども、今般のこういうような事態になりまして報告書の最終的なまとめが遅くなりまして、最終的には 9 月 26 日に成果品が届いたというところでございます。

大島委員

私がこのアスベストの問題に取り組んでおりまして、その作業前の数値を知りたいということで、実は 8 月末ということですから、今までの体育館の報告書を見ますと、採取してから早いときは 3 日、1 週間以内には報告が市の方にされております。そういう関係で、まだかまだかままだかということで何度か催促をしました。いや、今ほかのところからも要望されているので取りまとめ中ということで、待たされて待たされて待たされたのです。それで、20 日前に、あれはたしか金曜日か木曜日だと思いますけれども、担当課長のところに電話をしたら、休暇をとっておりますということで会えなかったのですけれども、週が明けて 20 日です。私もこれ以上待ちきれないということで、情報公開に基づく資料の公開請求の手続をいたしました。これが 9 月 20 日でございます。

お尋ねしますけれども、この情報公開の制度ができてから今日まで、どれくらいの開示の請求があるのか、年度別に教えていただきたいと思います。

(総務) 総務課長

この情報公開条例でございますけれども、平成 8 年 6 月 1 日から施行されております。年度別に請求件数をお答えしますけれども、平成 8 年度 31 件、9 年度 52 件、10 年度 22 件、11 年度 37 件、12 年度 24 件、13 年度 28 件、14 年度 23 件、15 年度 41 件、16 年度 29 件、16 年度末までとなつてございますけれども、合計いたしますと 287 件の請求がございました。

大島委員

今年度の分については、まだ途中までの数字は出ておりませんが、これについてこの平成 8 年から開設したということでございますけれども、この人事についてはどのような配置になっておりますか。

(総務) 職員課長

資料の方にもありますけれども、平成 8 年 4 月 10 日から総務部総務課主査ということで浅野という者を配置しております。平成 11 年同じ部署から山崎という者を配置しております。平成 13 年 4 月 10 日から笹田、平成 14 年 4 月 8 日から三輪ということになっております。

大島委員

今まで 4 名の担当職員の中で、だんなさんなり奥さんが市の職員として勤めている方おりますか。

(総務)職員課長

おります。

大島委員

なぜこのようなことを聞くかといいますと、私は今回の資料請求に対して、「おや、何だろう」という疑問を持ちました。請求をしたのは確かに先ほども申しましたように9月20日です。そして9月20日、担当課長もお休みでした。そしてやむなく資料要求のために本物を見たいということで資料請求をしました。翌日が当日だと思いますけれども、私が、部屋を留守の間に抹線を引いた資料が机上に上がってありました。私は抹線を引いた覚えはございません。それで、これはどういうことなのかということで担当にお聞きしました。そうしたら、教育部総務管理課長と話し合っ、これは要らないだろうということで抹線をしたそうでございます。私はそういう話は聞いておりません。確かにその前段で課長はまとめた資料を持ってきたのです。けれども、私はまとめた資料ではなくて本物を見たいのだと、そのために請求を出したのです。お持ちになって帰ったのですけれども、その後です。これは私は訂正をしていただきました。こういうことが、今までもまかり通っているのかどうなのか、そういうことで、今、開設以来どのくらいの請求があるのかということを知りたくて答弁をいただきました。

内容についてプライバシーに関することで墨を塗られるのは結構なのです。しかし、請求した本人に何の断りもなしに、当事者同士で抹線を引いていたことについて、私は非常に憤りを感じております。私に対してもこうですから、今この287件の中にそういうことがあったのではないのかと、あるのではないのかと、そういうことで疑わざるを得ませんでした。こういうことはどうなのですか。当然ありませんというふうに答えるに決まっていると思いますけれども、私はこういうことは二度とあってはならないと思うのです。

この資料をいただきました職員のうち、それぞれが3人の方が御夫婦でございます。だから、やはり私はこの人事の配置にもやはり何か意図があるのかと、私は疑ったのです。これはこの方が御夫婦でなければ、私はそういう疑いは持ちませんし、今、4名のうち3名までが御夫婦だという、それぞれがお勤めになっているということになれば、これは人事の配置に問題があるのではないかと私は思うのですけれども、この点についていかがですか。

総務部長

今回の御指摘の件につきましては、情報公開の窓口として主査が配置をされ、各部全部にわたって請求しますので、当然そこで何について請求が来たのかも全部整理をして、基本的には請求先の原課の課長の方にこのような請求が来たという、こういうことについて連絡をし、その原課で請求者に会うなりなんんりの話をして、その書類が見ているものと、それからいきなり請求についてこのものは出せるものかどうか、そういったようなものの判断をして、後日きちんと決裁をとって見せて選んでもらったりあるいは開示をするという、簡単に言えばそういう流れなのです。

今回、教育委員会の方にそういった流れでお話をし、担当課長が議員とお会いをして、いわゆる本物ではないものを示したと。こここのところで了解をしたというふうに情報公開の窓口の方が勘違いをしまして、議員に相談をしないで消して、もう要らないのだろうという認識を持って戻したというふうに報告を受けました。事務処理としては極めて問題があるし、私どもとしては反省をし、本人に注意を促しております。従来からの二百数十件についてはそういった行為は当然ございませんので、今後十分に今の御指摘については注意をしながら進めたいと思います。

それから、人事問題については、基本的に一職員として共稼ぎの夫婦については見ておりますし、配慮しているという部分からすれば、また同一課なり、同一部の中に、主に同一課、そういったところに配属をしないように、内申の段階から所属長に対してはそういった身内というか、夫婦だけではなくてごく近い身内がいるのであれば、そういったものは事前に出すようにという指示をして人事を行っておりますので、情報開示のところにし意的に職員の妻を配置するという、こういったことはございませんので、御理解をいただきたいと思ひます。

大島委員

二度とこのような間違いがないような指導をお願いしたいと、そういうふうに思います。

それと、これも石綿作業主任者の巡回報告書を資料要求して見ております。この中で 8 月 29 日、昨日の再質問でちょっと質問しておりますけれども、緑小学校の清掃のやり直しの件ということで、実はここに父母からお預かりしたものがございます。これは 8 月 30 日、清掃が終わった後だそうです。私はわかりませんが、これはアスベストらしいと。それからもう一つ、こちらはここをふいた汚れのものです。これは清掃が終わった後だそうです。

それでお尋ねしますが、工事が終わった後の各学校の清掃はどういう形でされたのか、そしてまた、清掃し直した学校、それらは緑だけなのかどうなのか、お聞かせください。

(建設) 建築住宅課長

夏休みに行いましたアスベスト対策工事についてですけれども、業者に聞きましたところ、一部の業者は自社作業員での清掃でしたが、ほとんどの業者は専門業者へ委託しての清掃を行っているということでございます。また、限られた工期の中で行った工事で、9 月 1 日から学校を再開するということでしたので、工事完了後速やかな清掃をやっていたわけですが、私たち工事完了後現場に入りまして、その辺はチェックいたしております。ほとんどの現場で再三の清掃を指示しているというふうに考えております。

大島委員

ここで私の部屋でのやりとりは言いたくありません、課長。けれども、今日午前中に聞いた話と、ここでの答弁と違うのではないですか。だから、どうしたのだということで私は疑うのですよ。半分以上が自社だと言っていたでしょう。そして、かなり汚れが目立つところもあったと、そういうふうな説明をこれを見せたときに言ったのではないですか。それはここでの答弁はわかりますよ。けれども、あまりにも先ほど前段で市長に申しましたように、やりとりの中、私は公表なんてしたくはございません。けれども、事このアスベストに関しては子供たちに直接影響があるのです。養生したところだと。これを黒板の上だそうですよ。黒板の上にこんな固まりがあるのですよ。後でしっかり見てくださいよ。できたら、これを検査してください。父兄も親も心配しているのですよ、我が子の将来の健康のために。いや、養生したところだから、黒板の上は養生してあるから、それは対象外だと。そうではないでしょう。大掃除ということになれば、ふだんできないところでもするのではないのですか。しかもこういうアスベストの後ですよ。だから、そういうことですべてが私はこのたびの工事については、本当に納得ができません。これは私ばかりではないですよ。学校に通っている送り出している親だって同じですよ。あなたの子供だったらどうしますか。逆の立場になって考えていただきたい。

そういうことでアスベストの問題については、長期間にわたって潜伏期間があることは御承知のとおりです。やがて成人になり、20 年、30 年たった後にそういうことが原因で病気が発症したら困るということで、今、国じゅうが大騒ぎをして、その対策をやっているのではないですか。やはりもっと身を入れていただきたい。

それとまた、これに基づいて調べましたら、巡回指導をしているのだけれども、この写真、後で見てください。あなた方の答弁するような内容になっているかどうか。私から言わせればでたらめざんまいだ。その 1 枚 1 枚の写真を見て、あなた方からいただいた答弁、そんなことで私は非常に心配をしているのです。そして、昨日も申しましたけれども、そういうところで働いている作業員の安全確保のために、ただただマニュアルだマニュアルだということで、マニュアルだけではだめなのです。そのために監督者がいるのです。ここにある学校の監督者、どういう姿で写っていますか。見ていますでしょう。監督者がそういう姿で作業員に、先日の写真に写っているようなことを言えますか。というのが現状です。

そういうことで、たまたま私はアスベストの問題でこういうふう取材をしましたから、わかりましたけれども、それではほかのものはどうなのだというので、ほかのものにも疑いたくなるのです。そういうことのないように、

ぜひこれからも、それぞれの部署でそれぞれの職務の責任を果たしていただきたいと、そのように思っております。部長、いかがですか。

建設部長

御指摘のことについては、昨日から御指摘受けてございます。これについては真しに受け止めたいと思っております。若干言いわけがましくなりますけれども、短い期間で、とにかく子供の学校の場を早く確保するという形をとったものですから、いろいろと作業の方にもいろんな面で御不便をかけましたし、いろいろ御指摘のようなことがあったと思います。今後そういった工事のときには、細心の注意を払ってこういうようなことにならないように進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

大島委員

最後に、これは桜小学校です。これは掲示されているものです。特に石綿作業主任者 2 名の名前が記載されているのです。これで作業は終わっているのですよ、皆さん。父母が見たってだれが見たって、こういうふうに学校の入り口の前に張られていたら、思うのではないですか。私もこの情報公開に基づいて、この作業日報をいただくまでは 2 人でやっていたと、そういうふうに認識しておりましたけれども、この情報公開に基づいて資料をとって初めてわかった事実でございます。そのようなことで、これからはいろいろな角度でいろいろな事業をされると思いますけれども、とにかくそれぞれの与えられた責務をきちんと果たしていただきたいというように思い、要望し、質問を終わります。

委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

山口委員

財政の増収策について

おととい一般質問で、私の場合は、大きな提案というか、特に今非常に財政が悪い中、御苦労されて、例えば原部と原課に毎年 5 パーセントカットというようなことで、経費の削減とか、事業の削減とかを求めて、大変苦労されていると思います。市民の方にも市民サービスなどを削減されて、非常に危機的な状況を市民の方も御存じだし、なおかつ市職員の方々も給与のカットも含めて、今回は議会は 5 パーセントカットということですが、これからまた人数の削減など議論がされると思いますけれども、ある意味では民間の会社で言えば、倒産ということで、それを前にして要するに何とか盛り返して、こういう事態の何とか展望を見いだそうということでもあります。

私は、実は民間の会社に勤めたのは 2 週間しかないのです。ほとんど経験がないといってもいい。フリーターのままで来たというようなことで、給料をもらったのは市議会議員になってから初めてです。組織に属したことはありません。あまり民間の会社のことは詳しくわかりませんが、ただ想像するに、民間の会社の場合であれば、これは社長が号令をかけて、いわゆる現場の責任者、例えば課長なり、次長なり、特に部長を中心にして計画を立てて、どこを重点的に伸ばしていくのか、どこを切るのかということですね。人員削減なんかも、これは市長、手をつけているようですが、公務員の場合と民間の会社の場合は違いますけれども、そういうふうにして計画を立てるということです。

私は 2 年半議員にならせていただいて、ある意味では、市長が当初ずっとこの間おっしゃっていますけれども、何とか増収策を考えていこうと。問題はわかっているのだと。例えば、観光とか経済の問題で、私は担当ですから話を申し上げているわけですが、宿泊率の向上ということもずっとおっしゃっているわけです。例えばですが、そういう意味で増収策を、ソフトの分野はわかりますよ。いろいろなイベントを打ったり、市民と協働でやって盛り上げている、アピールもしている。そこが何とか頑張って民間と一緒にやっていく部分もあります。問題はやはりハードの分野ですね。それをソフトと絡めて、今度どういうふうなところに力を入れて展開

をするのか。それには一定の投資も必要ではないかと思うのです。そういうことをはかりにかけて重点政策をつかって、全庁一丸になって、市民も一丸になってやっていくということを見いだしていく必要があると思うのです。そういうのが、正直言って見えてこないというのが現状ではないですか。私はそこが問題だということをずっと申し上げているつもりです。

今、最大の課題は何かというと、新病院の建設ということですね。これは市民が本当に期待が持てるような方向になっているかということ、どうも市民の話を聞くと、これで病院でもうかって財政がよくなるなんてだれも思っていないわけですよ。

#### 観光の新しい取組について

例えば今お聞きしたいのですけれども、増収策の中で、その観光の分野で、何か政策立案をされて、それが検討されて、これでいこうという部分で、現在、検討されているものは、主なものは何かを言っていたきたいと思います。

#### 経済部長

観光の分野ということですから、今、私どもが進めている中身からすれば、一昨年来の地域経済活性化会議の中で、観光を切り口に今いろいろな議論をやっていきます。例えば台湾の太平洋そごうで小樽から今日出発した部隊でありますけれども、40名ぐらいの人間が行って、観光キャンペーンが一つ。もう一つは太平洋そごうで、今、物産展をやっております。それからもう一つの部隊は、太平洋そごうの1階を借りて、今、ガラス展、これはジャパンブランドという事業ですけれども、そういう外向けの大きな発信。これは山口委員も御存じのとおり、近年の外国人の観光客、こういったものをターゲットに、今後やはり東アジア中心でやっていくと、こんな取組を、今ひとつ観光の切り口ではやっている。

それから、一昨日来御質問のあります実は小樽ブランドという切り口の中では、これも実は7日からおとといも答弁申し上げましたけれども、北電がやっています八重洲口の北海道フーディストで調査を行いました。ここでメーデルというNPO法人のフードプロデューサーをやっている方に行っていただいて、そういった市場調査をやると、こんな動きも一つあります。これは小樽のブランド力の向上、これを観光にかかわっている。それから、細々ソフト的な部分では、今、観光大使の話なんかこれも必要なことだと思っていまして、観光協会あるいは物産協会等々含めて議論を始めています。そんな取組が今観光の切り口の中では、直接それが経済効果として幾らになるのかと問われると少し難しい部分がありますけれども、我々としては今ターゲットという形の中で進めております。

#### 山口委員

私、それは最近ちょっと雰囲気が変わってきて評価できるころだと思います。地場製品の強化ということで、私もずっと申し上げてきましたけれども、これは中・長期に取り組まなければいけない課題と、短期に取りかかれる課題ということに分けてお話を申し上げて、今、短期に取り組める課題については、今回取り組んでいただけるのかなという期待は持っております。ただ、中・長期で言いますと、本当に地場製品の開発、これは特に前に申し上げましたけれども、後志の1次産業圏とやはりリンクをして、そういうところできちり安全基準とかそういうものを含めて議論をされて、商品開発をされて、そういうものをまたいわゆる販路をつかって、そこにアピールしていくという、これは北海道物産展もありますし、今、香港、台湾というようなところまで物を持っていただいているのは大変結構なのですけれども、これ本当はセットで取り組まれるようなところだと思うのです。その取り組むところが、だれが責任を持って、どういう組織でやるのかということが、私は見えてこないものですから、ちょっと問題があるのではないかと考えているのです。

これは観光基本計画にも私がずっと経済常任委員会やこういう当委員会でも申し上げたように、まず民間と話をされて、例えば商大の先生なんかを座長にしてやっているのはわかるのですけれども、要するにどうも市が一定の予見とは言いませんが、もくろみを持ってこういうふうにしたらいいのではないかと一定の考えを持って、そ

して民間の方を入れて、さらに厚みを増していくというような形でない、方向がわからないまま動いていってしまつて成果が上がらないというようなことになってしまうのではないかと思います。私は特に地域経済活性化会議について言うと、あれだけ民間の委員の方が自分の時間を割いていらっしゃるのに、要するに一定の方向性みたいなものがなかなか出てこない。最終着陸点も含めて一定の市の責任を持ったもくろみというか、原案というかそういうものを示して、そこを肉づけするような形でやった方が私は成果が上がったのではないかと思います。もしそれが本当に重要な施策であれば、私は経済部だけではなくて、いろいろなところも、言ってみるなら、連携をとられてやられたらいい。これは国際交流みたいな部署もあるようですし、それから後志で言えば、経済部の中にありますよね、農政課もあるわけですから、そういうところも動員をされて、一回協議をされた上で、そして政策立案をされて、その中で民間ともやられるというような、私は段取りでないかと思うのです。何か言われると、これは私あまりこんなこと本気で思っているわけではないのですよ。場当たりに、アリバイ工作的には言いませんが、そういうふうにやられるのが結構往々にしてあるのではないかと思うのです。そんな事態ではないと私は思っています。

ソフトの方はまだしも、問題は、私は、今の浅草橋の観光について言うと、堺町の点の観光ではもたないはずと申し上げている。これはまち場でもそういう危機感をみんな持っているのです。

もう一つは、景観が、今回のマンションの問題もありますけれども、まちなかを全部見ればよくなっていないのですよ。明らかに来訪者から見れば、ある意味では小樽の売り物の景観というのは落ちてきているのです。そういう中で、今ようやく景観行政が強化されるということですから、これは期待をしているわけですが、いろいろな問題もまだありますね。それをいかに面に広げて、市長がおっしゃるように交流型にして宿泊観光につなげていくかと、経済効果を上げていくかということでしょう。もう一つは商品力の向上で、地場ともきっちりいろいろなところと連携をされて、地場産品をつくって地場調達率を上げて経済効果を上げていくという二面作戦だと思のです。このところずっと私は申し上げているのだけれども、それが本当に政策になっていくのかなと。私はもう2年半もそんな議論をさせていただいているのだけれども、一個も具体的になっていかないのではないかなというので私もストレスがたまっているわけですよ。だから、これは何に問題があるのかなと思います。

何か政策を上げますね。担当の課がありますよね。担当の課から例えば連携して、これは企画政策室と原部とやると。これに例えばある意味では、特に私が申し上げているのはいわゆるハード部局とも連携をしなければいけない。そういう中で何かチームを組んで、これは市長が重要政策でやりなさいと言ってもらわないとやらないのかもしれません、その辺の判断をして市長にぜひこれをやりたいということで上げて、それを重点政策にしてやっていくということになっていかないといけないかと思うのです。そういうことでやると決めて、これ一定のリスクがあると。お金がないからできることは知れています。

ただ、手宮線の問題についてちょっと言わせていただくと、いろいろな提案を私はしているわけですよ。一方で、交通記念館のことも申し上げているのだけれども、聞くところによると、交通記念館に例えば社会教育の方では、青少年科学館とか文学館とかをあそこに全部突っ込んでしまえというような計画を話されているような部分もあったり、一方で建設部はいろいろ話をしています、この間の答弁では、民間も入れて市が単費でも、コンサルタントに出さないでもやろうではないかという話になっているわけでしょう。どういう連絡調整をされているのかと思いますよ。交通記念館については、これはまだちゃんとやって試算をしなければわかりませんよ。車両を入替えするにしたって、宿泊に変えるにしたって、これはいろいろなあい路がありますよ。これだつてちゃんと議論をしていく価値があると私は思っていますよ。このままではあんなところはもたないですよ。

それから、手宮線にしてもこれはJRから買い上げるということを前提に、清算事業団に行かなくてJRに持っただいただいているという部分があるわけですよ。これは行きがかりで一部は6,300平方メートル、これは市が買い取って整備をしました。あと1万6,800平方メートルが残っているわけですよ。ここについては、どういうふう

にするのかということ、いつまでもほうっておけないですよ。方針が何も出ていないのです。

私はずっとあの地区については、歴史遺構としては運河に次ぐというよりも運河に匹敵する遺構なのだ。これをいかに商業地区としてあそこにブランド力を持たせるのかと、これは容易にできることではないかと。誘導策というのはいっぱいありますよ。景観法の話もしました。だから、例えばこれは買い取りにしても、かつて議論したときには 4 億円プラス 1 億 5,000 万円で大体 5 億 5,000 万円ぐらいでできるのではないかというふうな話をしたのです。財政的には市長はこれは無理だとおっしゃった。ただプランニングだけでも立てましようということで、やっと今踏み込んでいただいたのです。

そういうことを、本当に具体的に検討をして、こういうことをやることによってどのぐらいの経済効果があるものか、また、それは可能性があるのかということも含めて検討をするということですよ。これは経済部も関係あるし、それから建設部にもこれは関係あります。企画政策室もこれは当然関係あります。そういう中で、例えばチームとしてどのように検討されるのかということだと思います。検討するとは言っていたいただいているのです。どうも私は議会では研究・検討を、ぜひ検討ぐらいでランプがついてくるのではないかと思うのです。だから、どこかでとまってうるかされるというのがあるのです。これは危機感がなさすぎるのではないかと思いますよ。会社ならそんなことやっていたらつぶれるのですよ。どこが増収につながっていくのか、またこれはそうでしょう。株価なんか一気にそういうことで反映していくわけですから。要するにリストラばかりかけていて、何か新商品の展開とかそういうのがなかったら、株価がますます下がって、上場廃止になりますよ。そういうことでしょう。

確かに公務員というのは、民間と違って法律的に身分の保障はされていますよ。赤字再建団体になったって首にならないですよ。そういう甘えが私はあると思いますよ。油断もあると思いますよ。

だから、やはりその辺のことをグループ制なんかの導入もされて、多少機構改革されたというふうに思っているのですけれども、政策がどこで立てられて、例えばだれがそれを責任を持って練って、民間に振るということではないのです。自分たちで立てるということです、これ。それで、能力はみんながあるわけですから、そして市長も交えて、ここは国の補助事業もメニューもあるでしょうから、そういうふうな展開をやはり今本当に真剣に考えないと、私はもたないと思いますよ。だから、その辺のことを変えていただきたいと思うのです。

これは質問ではないのですけれども。

移住策について

例の手宮の第一の移住策です。私も資料をおととい手に入れまして、あそこについていろいろ提案というか、具体的な部分で若干触れましたけれども、どうも建設省、農林水産省の方で「優良田園住宅促進に関する法律」というもの、これが何かうまく引っかけてできるのではないかと私は思っているのですけれども、平成 10 年度に制定された法律ですけれども、これについて、これはどういう目的の法律なのか、また何か新しい法の内容の部分、若干説明をいただきたいと思います。レクチャーしてください。

(建設)都市計画課長

平成 10 年 4 月に優良田園住宅の建設に関する法律というのが制定されています。これは要は、多様な住環境を提供して、例えばセカンドライフとか、そのようなもののために住宅地を提供しようということで、建物については 3 階建て、建ぺい率 30 パーセント以下、ゆったりとした敷地に住宅を構えてやるところもいいのではないかというふうな法律が出てございます。この実際の策定に当たりましては、市が優良田園住宅の建設に関する基本方針というのを策定して、実際の取組を進めていくというような法律でございます。

山口委員

それで終わり。

ここには本法を適用することのメリットというのがあるのです。市街化調整区域でも住宅の建設ができると、これ書いてあるのです。このことについてちょっとないですか。



(建設)都市計画課長

具体的に、この法律の方針を定めただけで調整区域で住宅の建設ができるわけではなくて、これに基づいてさまざまな都市計画的な措置、例えばここで想定されるのは、市街化調整区域における地区計画ということで策定して、初めて住宅の建設ができる。ただ、実際に調整区域のまち計画を策定するためには、市としてきちりとした位置づけ、具体的に考えていかないとだめなので、簡単にはいくような状況ではございません。

山口委員

それは簡単にいかないと思いますよ。だって、地区計画の策定をこれは市ができるわけですよ。何かの目的があって、市が決めるとか、そういうことがあれば、ぜひされるべきと私は思うのです。都市計画課長、あの地域を見に行ったことはないですか。ないね。農政の方は、私と一緒に行ききましたよね。あそこの地区の印象はどうですか。

(経済)農政課長

確かに当該地区に行きまして、ちょうど手宮公園をずっと上がりきったところ、小樽稲荷神社のところを左に入ってずっと奥まったところなのですけれども、比較的傾斜の緩い高台でありまして、海も見える、ロケーション的にはいいところかなというふうに感じております。

山口委員

夜、行ったってだめですよ、それは。私はちょっとオーバーに言いますが、確かに祝津側はちゃんと海が見えるのですよ。どこからでも見えるのです。やぶの中もこいでちゃんと行きなさい。今、やぶなので、あとは反対側は小樽側というのは天狗山の頂上が見えますよ。天狗山からずっとすそ野のまち並みが、夜に行ってごらんください、夜景が物すごくきれいだから。だから、非常に優良なまちです。まして市街地に囲まれていますから、要するにこの優良田園住宅促進に関する法律というのは、単に農村のファームツーリズムに適用するような意味だけでは、これはないのです。要するにここに書いてありますけれども、「都市近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講ずる。」と言っているのです。そのためにこれは法律の目的として挙げているわけです。要するにこれまでの住宅政策というか、景観をある意味では無視したというか、そういう都市計画から違う形で、法律を変えてやろうとしたところがあるのです。私は景観保全だけをずっと言ってきたわけではないのです。これを機に新たな都市景観、日本が都市政策を反省して、豊かな田園都市空間をつくらうとした。昔、北海道、私はイメージとして三角屋根で緑の屋根で、あと下見板で白い窓枠でというのが、やはり想像したのです。一番最初の何とか道政、名前忘れましたが、

(「田中さん」と呼ぶ者あり)

田中さんのときにはやったのですよね。あれが非常に北海道らしい風景だったわけ。私は感激してここに来ているわけです。それがいつの間にか何か知らないけれども、四角い屋根ばかり並んで、何もおもしろくないようになってしまったわけ。本州の人があこがれるわけ。そういう住宅を例えばニセコ町でも、道内とか道外でもこれを適用してやっているところ、どれだけありますか。

建設部長

道内では7市町でございます。今、田園の話ですけれども、当然これはたくさんの方の問題の処理が必要という話がございます。町有地を確保するときに、どういう形でそれを確保するかという問題。さらには調整区域でございますので、今まさにこのまちづくりの議論をする中で、そういった構想が、では実際にこのまちでなければいけないのか。要するに市街化区域の中でないのかという部分も含めた拡大をする理論をまず整理をするという話もありますし、もっと多くは、データを見ますと、今、道内の7市町の中で東川町のもを見ますと住民の盛り上がりがあって、こういう整備にしたいという話から初めて市が策定をするという。そうしなければ、それは空想に終わるというようなことが実際に書かれています。そういう中で、もう少し地元の意見なり市民の意見、それから移住者

の意見を聞いた中で、この場所がいいのか、もっと大きなまちの中で議論をすべきだと思っておりますので、そういう研究は必要だということを考えてございますけれども、あまりにも大きな問題を一遍には解決できないのではないかというふうには考えてございます。

山口委員

今日、この辺でもうやめますけれども、代表質問では難しいと最初おっしゃった。再々質問をして、市長が研究というところまで言いましたので、ぜひとも。これ、けれども、研究・検討というのはぜひすべきだと、市長、どうです。こんなのやる必要ないというふうにお思いですか。その辺のところだけちょっと。

市長

本会議で答弁したとおり、入り口部分については研究したいと思います。

山口委員

それ以上のものはありませんか。一応これで終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。